

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 2月15日

【会社名】 東京電力パワーグリッド株式会社
(旧会社名 東京電力送配電事業分割準備株式会社)

【英訳名】 TEPCO Power Grid, Incorporated
(旧英訳名 Tokyo Electric Power Transmission & Distribution Business Split Preparation Company, Incorporated)
(注) 平成28年 3月31日開催の臨時株主総会の決議により、平成28年 4月 1日から会社名及び英訳名を上記の通り変更している。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武部 俊郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目 1番 3号

【電話番号】 03 (6373) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 業務統括室経理グループマネージャー 白駒 亘祐

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目 1番 3号

【電話番号】 03 (6373) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 業務統括室経理グループマネージャー 白駒 亘祐

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】

一般募集 第 1 回社債 (一般担保付) (3 年債)	30,000百万円
一般募集 第 2 回社債 (一般担保付) (5 年債)	40,000百万円
計	70,000百万円

(注) 一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額である。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	東京電力パワーグリッド株式会社第1回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	30,000百万円（注）12
各社債の金額（円）	100万円
発行価額の総額（円）	30,000百万円（注）12
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	未定 （平成29年2月20日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成29年3月3日から平成29年3月17日までのいずれかの日（以下「利率決定日」という。）に決定する予定である。）
利払日	毎年3月24日及び9月24日（注）13
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月24日及び9月24日におおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。（注）13 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）償還期日の翌日以降は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成32年3月24日（注）14
償還の方法	1．償還金額 額面100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 （1）満期償還 （イ）本社債の元金は、平成32年3月24日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3．期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。（注）14 （ロ）償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （2）買入消却 当社は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年3月17日（注）15
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年3月24日（注）15
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第27条の30第2項第1号に基づく一般担保

財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし。

（注）１．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社は、R & I から B B B の信用格付を利率決定日に本格付として取得する予定である。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当社は J C R から A の信用格付を利率決定日に本格付として取得する予定である。

J C R の信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C R の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての J C R の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C R の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C R の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C R の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C R の信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C R が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関して J C R が公表する情報へのリンク先は、J C R のホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R : 電話番号03-3544-7013

２．各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

３．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本（注）4ないし本（注）6及び本（注）8の規定に違背し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上の期間内にその履行または補正をしないとき。

- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が破産手続開始の決定もしくは会社更生手続の開始決定を受け、または解散（合併の場合を除く。）をしたとき。
 - (6) 当社が電気事業法により経済産業大臣より一般送配電事業の許可の取消を受けたとき、またはその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立を受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。
4. 社債管理者への通知
- 当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。
- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。
5. 社債管理者の調査権限
- 社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができることとし、当社はこれを拒まない。
6. 社債管理者への事業概況等の報告
- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書及びそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合は、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。
また、当社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。
ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。
7. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。
8. 公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告（事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。）及び社債管理者の定款所定の公告または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
9. 社債権者集会
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告または社債管理者が認めるその他の方法により通知する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当る本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 元利金の支払
 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）に基づき支払われる。
11. 発行代理人及び支払代理人
 株式会社三井住友銀行
12. 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、有価証券届出書提出日における見込額であるが、需要状況を勘案した上で増減することがあり、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に正式に決定する予定である。したがって、最終的な券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。なお、需要状況その他の要因を勘案した上で、本社債の発行を取り止めることがある。
13. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6か月毎の応当日に変更される。
14. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日に変更される。
15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成29年2月20日から平成29年3月17日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成29年3月3日から平成29年3月17日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成29年3月3日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成29年3月9日」となることがある。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注1）	未定（注1）	未定（注1）	未定（注1）
計	-	30,000（注2）	-

（注）1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目5番2号）、野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）、SMB C日興証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）、大和証券株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）及びしんきん証券株式会社（東京都中央区京橋三丁目8番1号）に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に決定し、利率決定日に引受ならびに募集取扱契約を締結する予定。

2. 引受金額の合計額については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に正式に決定する予定。

（2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間50万円を支払うこととしている。

（注） 社債管理者の名称及びその住所ならびに委託の条件については、上記のとおり内定しているが、委託の条件については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に決定し、利率決定日に社債管理委託契約を締結する予定。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	東京電力パワーグリッド株式会社第2回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	40,000百万円（注）12
各社債の金額（円）	100万円
発行価額の総額（円）	40,000百万円（注）12
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	未定 （平成29年2月20日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成29年3月3日から平成29年3月17日までのいずれかの日（以下「利率決定日」という。）に決定する予定である。）
利払日	毎年3月24日及び9月24日（注）13
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年3月24日及び9月24日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。（注）13 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）償還期日の翌日以降は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成34年3月24日（注）14
償還の方法	1．償還金額 額面100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 （1）満期償還 （イ）本社債の元金は、平成34年3月24日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3．期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。（注）14 （ロ）償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （2）買入消却 当社は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年3月17日（注）15
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年3月24日（注）15
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第27条の30第2項第1号に基づく一般担保
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし。

（注）１．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

（１）株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社は、R & IからB B Bの信用格付を利率決定日に本格付として取得する予定である。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

（２）株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当社はJ C RからAの信用格付を利率決定日に本格付として取得する予定である。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03-3544-7013

２．各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

３．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- （１）当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- （２）当社が本（注）４ないし本（注）６及び本（注）８の規定に違背し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上期間内にその履行または補正をしないとき。
- （３）当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が破産手続開始の決定もしくは会社更生手続の開始決定を受け、または解散（合併の場合を除く。）をしたとき。
 - (6) 当社が電気事業法により経済産業大臣より一般送配電事業の許可の取消を受けたとき、またはその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立を受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。
4. 社債管理者への通知
- 当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。
- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。
5. 社債管理者の調査権限
- 社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができることとし、当社はこれを拒まない。
6. 社債管理者への事業概況等の報告
- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書及びそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合は、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。
また、当社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。
ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。
7. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限
- 社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。
8. 公告の方法
- 本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告（事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。）及び社債管理者の定款所定の公告または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
9. 社債権者集会
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告または社債管理者が認めるその他の方法により通知する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当る本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 元利金の支払
- 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）に基づき支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人
株式会社三井住友銀行
12. 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、有価証券届出書提出日における見込額であるが、需要状況を勘案した上で増減することがあり、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に正式に決定する予定である。したがって、最終的な券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。なお、需要状況その他の要因を勘案した上で、本社債の発行を取り止めることがある。
13. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6か月毎の応当日に変更される。
14. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の5年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日に当るときは、その前銀行営業日に変更される。
15. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成29年2月20日から平成29年3月17日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成29年3月3日から平成29年3月17日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成29年3月3日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成29年3月9日」となることがある。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定（注1）	未定（注1）	未定（注1）	未定（注1）
計	-	40,000（注2）	-

- （注）1. 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはS M B C日興証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）、野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目5番2号）、大和証券株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）、しんきん証券株式会社（東京都中央区京橋三丁目8番1号）及びみずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に決定し、利率決定日に引受ならびに募集取扱契約を締結する予定。
2. 引受金額の合計額については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に正式に決定する予定。

（2）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間60万円を支払うこととしている。

- （注） 社債管理者の名称及びその住所ならびに委託の条件については、上記のとおり内定しているが、委託の条件については、平成29年2月20日から平成29年3月17日までの間に決定し、利率決定日に社債管理委託契約を締結する予定。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
70,000	143	69,857

- (注) 1. 上記金額は、第1回社債及び第2回社債の合計金額である。
2. 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額である。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額69,857百万円は、平成29年3月末までに設備資金及び借入金返済ならびに社債償還に充当する予定である。なお、平成28年度第3四半期末における1年以内返済予定の長期借入金は44,124百万円、社債は1,367,750百万円となっている。設備投資計画については、「第二部 企業情報 第3設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」のとおりである。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、平成27年4月1日に設立されたため、最近5事業年度に係る経営指標等の推移については第1期事業年度に係る経営指標等を記載している。また、平成28年4月1日に東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を承継したため、参考として、第2期第3四半期連結累計期間に係る連結経営指標等についても記載している。

提出会社の経営指標等

回次	第1期
決算年月	平成28年3月
売上高 (千円)	-
経常損失 () (千円)	2,887
当期純損失 () (千円)	2,236
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-
資本金 (千円)	5,000
発行済株式総数 (株)	100
純資産額 (千円)	7,763
総資産額 (千円)	7,833
1株当たり純資産額 (円)	77,632.04
1株当たり配当額 (千円)	39,525,352
1株当たり当期純損失 () (円)	22,367.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-
自己資本比率 (%)	99.1
自己資本利益率 (%)	28.8
株価収益率 (倍)	-
配当性向 (%)	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,887
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	7,112
従業員数 (人)	3

- (注) 1. 当社は第1期においては連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 1株当たり配当額については、基準日（平成28年3月31日）における発行済株式総数100株に基づき算出している。なお、配当財産の割当は、平成28年4月1日に東京電力ホールディングス株式会社との吸収分割に際し発行した新株を含めた46,600,100株に対して行っている。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していない。また、配当性向については、当期純損失であるため、記載していない。

(参考)

連結経営指標等

回次	第2期 第3四半期 連結累計期間
会計期間	平成28年4月1日から 平成28年12月31日まで
売上高 (百万円)	1,222,537
経常利益 (百万円)	59,919
親会社株主に帰属する四半期 純利益 (百万円)	41,748
四半期包括利益 (百万円)	39,464
純資産額 (百万円)	899,320
総資産額 (百万円)	5,319,697
1株当たり四半期純利益 (円)	895.89
潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益 (円)	887.76
自己資本比率 (%)	16.9

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 当社は第2期第1四半期連結累計期間から四半期連結財務諸表を作成しているため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2【沿革】

- 平成27年4月 東京電力送配電事業分割準備株式会社設立
- 平成27年5月 東京電力送配電事業分割準備株式会社を吸収分割承継会社、東京電力株式会社(現 東京電力ホールディングス株式会社)を吸収分割会社とする吸収分割契約締結
- 平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会社に商号変更
- 平成28年4月 吸収分割により、東京電力ホールディングス株式会社の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を継承

3【事業の内容】

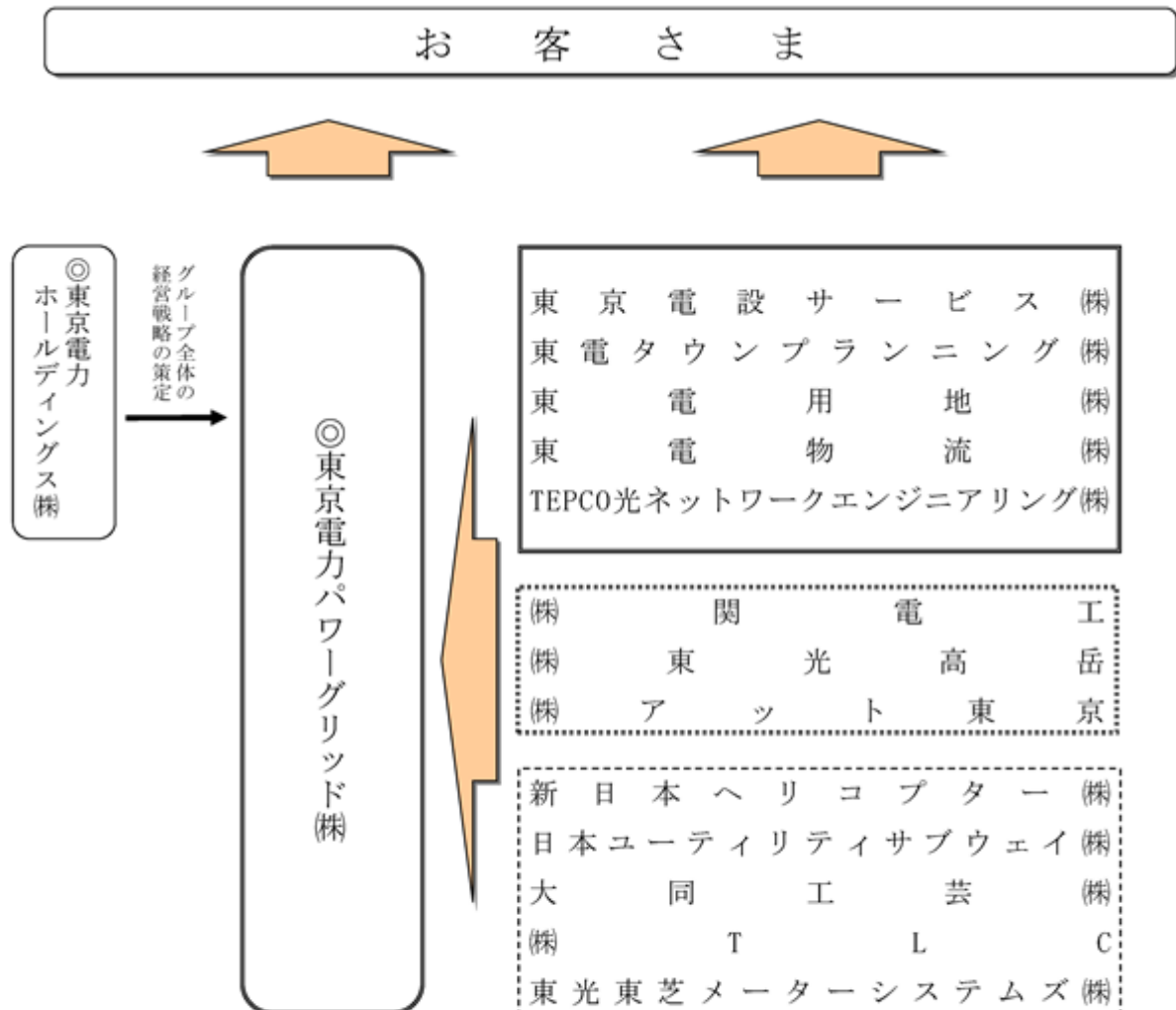
当社は、平成28年4月1日に、東京電力ホールディングス株式会社の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を会社分割の方法によって承継した。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社5社及び関連会社8社（平成28年12月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っており、主要な関係会社は、以下のとおりである。

（主な関係会社）

東京電設サービス(株)、東電タウンプランニング(株)、東電用地(株)、東電物流(株)、(株)関電工、(株)東光高岳、(株)アット東京

[事業系統図]



(注) ©印を付した会社は、第2期第1四半期連結会計期間で商号を変更した会社である。
 ・東京電力ホールディングス(株)は、平成28年4月1日に東京電力(株)から商号変更
 ・東京電力パワーグリッド(株)は、平成28年4月1日に東京電力送配電事業分割準備(株)から商号変更



4【関係会社の状況】

(1) 親会社

平成28年12月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被 所有割合	役員の兼任等	関係内容
東京電力ホールディングス(株) (注)	東京都千代田区	1,400,975	電気事業	100.0%	兼任1人	経営戦略の策定

(注) 有価証券報告書を提出している。

(2) 連結子会社

平成28年12月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合	役員の兼任等	関係内容
東京電設サービス(株)	東京都台東区	50	送・変電設備の巡視・点検及び保守	100.0%	兼任2人 転籍4人 転籍等1人	送電・変電設備等の保守の委託
東電タウンプランニング(株)	東京都目黒区	100	配電設備の建設・保全、電柱広告の販売・管理、地中化・地域開発におけるコンサルト・工程調整	100.0%	兼任2人 転籍3人 転籍等3人	配電設備の建設・保全の委託
東電用地(株)	東京都荒川区	100	電柱敷地業務、送電線用地など東電保有土地の管理、送電線用地の取得	100.0%	兼任2人 転籍4人	電柱敷地業務・土地管理の委託
東電物流(株)	東京都大田区	50	配電用諸資材の運搬、資材倉庫等の管理	80.0%	兼任2人 転籍2人 転籍等1人	配電用資材の管理・輸送の委託
その他1社						

(注) 連結子会社は、いずれも特定子会社には該当しない。

(3) 持分法適用関連会社

平成28年12月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合	役員の兼任等	関係内容
(株)関電工*	東京都港区	10,264	発・送・変・配電及び通信設備の建設・保守、火力・原子力発電所の電気・計装工事、内線・空調関係工事	46.9% (0.3%)	転籍5人	配電・送電設備の電気工事の委託
(株)東光高岳*	東京都江東区	8,000	送・変・配電設備の製造及び据付工事、取引用計器の取替工事、建物・構築物の電気工事	35.3%	兼任2人 転籍2人 転籍等1人	送・変・配電設備等の購入、取引用計器取替工事の委託
(株)アット東京	東京都江東区	13,378	データセンター事業	33.3%	兼任2人 転籍等2人	建物の賃貸

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

2. *: 有価証券報告書を提出している。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数（人）
23,002

（注）当社グループは単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。

(2) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
19,452	42	20	7,227,332

- （注）
1. 当社は、単一セグメントのためセグメント毎の従業員数は記載していない。
 2. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等573人は含まない。
 3. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。
ただし、「平均年間給与」は、平成28年4月1日から平成28年12月31日までの9か月間の平均月額給与の累計金額に3分の4を乗じた金額を記載している。
 4. 59歳到達年度までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」または「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
ただし、転籍を選択する特別管理職に限り、先行して57歳到達年度に転籍を行う。
 5. 労働組合の状況について特記するような事項はない。
 6. 当第3四半期累計期間において、当社の従業員数は第1期事業年度末から19,449名増加し、19,452名となっている（平成28年12月31日現在）。これは、平成28年4月1日に、当社が東京電力ホールディングス株式会社の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を会社分割の方法によって承継したことにより増加したものである。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第1期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度の経常損失は2,887千円となった。ここから、法人税、住民税及び事業税650千円を加味し、当事業年度の純損失は、2,236千円となった。

なお、当社は単一セグメントのため区分をしておらず、また、当事業年度が財務諸表の作成初年度のため、前年同期との比較分析は行っていない。

第2期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

収入面では、託送収入は1兆916億円となった。これに電気事業雑収益などを加えた売上高は1兆2,225億円、経常収益は1兆2,356億円となった。

一方、支出面では、経常費用は1兆1,757億円となった。

この結果、経常利益は599億円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は、417億円となった。

第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析を行っていない。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。

(2) キャッシュ・フロー

第1期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、7,112千円となった。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、10,000千円の収入となった。これは株式の発行による収入によるものである。

2【生産、受注及び販売の状況】

第1期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、当事業年度においては生産、受注及び販売を行っていない。

第2期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当社グループは、主に送配電に関する電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の状況については、電気事業のみを記載している。

なお、送配電に関する電気事業については、当社供給区域需要を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期は相対的に低水準となる特徴がある。

託送収入実績

種別	平成28年度第3四半期累計 (百万円)
託送収益	1,091,679

（注）主な相手先別の託送収入実績及び当該託送収入実績の総託送収入実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	平成28年度第3四半期累計	
	金額(百万円)	割合(%)
東京電力エナジーパートナー株式会社	983,812	90.1

当社供給区域使用端電力量実績

種別	平成28年度第3四半期累計 (百万kWh)
使用端電力量	198,590

3【対処すべき課題】

(1) ホールディングカンパニー制のもとでの事業運営

当社は、東京電力ホールディングス株式会社を持株会社とするホールディングカンパニー制のもと、東京電力ホールディングスグループの適正なガバナンスに基づき、グループの一員として自律的な経営をすすめることにより競争力を発揮し、厳しい競争に勝ち抜き、グループ全体の企業価値の向上に貢献していく。

(2) 具体的な事業戦略

人口の減少や省エネの進展に伴い、中長期的には国内の電力需要が伸び悩み託送料金収入の減少が見込まれる一方、再生可能エネルギーの普及加速などによる電源構造等の変化に応じた送配電ネットワークの構築が求められている。

こうしたなか、電力の安定供給や公衆安全の確保のため、経年劣化がすすむ設備のリスクを定量評価し、修繕・取替工事の費用対効果を最大化することで、長期的な設備信頼度の向上をはかるとともに、国内トップの託送原価の実現に向け、事業所を含めた幅広い業務に生産性倍増に向けた改善活動を導入するほか、保全技術の高度化・合理化をすすめ、バリューチェーン最適化等によりさらなるコスト削減を推進し、送配電事業基盤の強化に取り組む。

あわせて、平成32年度までにすべてのお客さまへスマートメーターの設置完了をめざすとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統線容量の増強などクリーンエネルギー普及のための土台の構築や、東京中部間連系設備の増強等の広域連系を強化するなど、送配電ネットワークの高度化による利便性のさらなる向上をすすめる。

加えて、送配電事業で培った技術力やノウハウ等を活用した新規サービスの開発や、ガスとの共同検針をすすめるなど、事業領域の拡大にも取り組んでいく。

なお、平成28年4月より導入した託送業務システム等の不具合による小売電気事業者さま等に対する電気使用量の確定通知の遅延に対しては、策定した改善計画の進捗管理・検証を進めながら体制を増強する等の追加対策を実施した結果、通知遅延をほぼ解消することができた。しかしながら、一部の電気使用量データについては標準営業日での通知ができていないことから、これまで実施してきた対策の精度を上げるとともに更なる追加対策の実施により一日でも早く標準営業日での通知が実現できるよう全社を挙げて取り組んでいく。

また、平成28年10月に発生した新座洞道火災事故に対しては、再発防止策の策定に向け、社外有識者を交えた「新座洞道火災事故検証委員会」を設置し、事故原因の究明と対策、情報発信体制について検証を進めている。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断したものである。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の放出や電気の安定供給の支障等、広く社会のみなさまにご迷惑をおかけするとともに、東京電力ホールディングスグループの経営状況は大幅に悪化した。

これに対し東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）とともに策定し、平成26年1月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画のもと、株主や投資家のみなさまをはじめ多くの関係者の方々からのご協力をいただきながら、賠償の円滑化や廃炉の促進を最優先課題として、様々な経営改革に全力で取り組んでいる。

また、「責任と競争」の両立を目的としたホールディングカンパニー制のもと、賠償、福島復興、廃炉の責務を全うすべく、東京電力フュエル&パワー株式会社（燃料・火力発電事業）、当社（送配電事業）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（小売電気事業）の各基幹事業会社の自律的経営による競争力の発揮や持株会社である東京電力ホールディングス株式会社の適切なガバナンスに基づくグループの経営資源の最適配分により、厳しい競争を勝ち抜きグループ全体の企業価値の向上に取り組んでいる。

しかしながら、東京電力ホールディングスグループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが顕在化した場合、当社の事業に大きな影響を与える可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において判断したものである。

(1) 電気の安定供給

自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

- (2) 事業規制・環境規制
託送制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化など、当社グループを取り巻く規制環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。また、環境規制の強化等による再生可能エネルギーの大幅な増加により電力品質が低下するなど、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。
- (3) 電力需要
電力需要は、経済活動や生産活動を直接的に反映することから、景気の影響を受けることがある。また、冷暖房需要は夏季・冬季を中心として天候に影響されることがある。加えて、人口の減少、節電や省エネルギーの進展等により影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。
- (4) お客さまサービス
当社グループは、分社化後も引き続きお客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社のサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。
- (5) 金融市場の動向
企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。
また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。
- (6) 安全確保、品質管理、環境汚染防止
当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止、透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めているが、作業ミス、法令や社内ルール違反等による、事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。
- (7) 企業倫理遵守
当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。
- (8) 情報管理
当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。
- (9) 機構による東京電力株式会社株式の引受け
東京電力ホールディングス株式会社は、当社株式を100%保有しているため、株主総会における議決権行使等により、当社の事業運営に影響が生じる可能性がある。また、東京電力株式会社は、平成24年7月31日に機構を割当先とする優先株式を発行し、機構は優先株式の引受けにより東京電力ホールディングス株式会社の総議決権の2分の1超を保有している。機構による東京電力ホールディングス株式会社の株主総会における議決権行使等により、東京電力ホールディングス株式会社の子会社である当社の事業運営に影響が生じる可能性がある。
- (10) 東京電力ホールディングスグループ内取引について
当社は、東京電力ホールディングス株式会社及び東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社との間でビジネスサポートやアンシリ取り、託送供給等に関する契約を締結している。
当該各社との契約・取引内容等が想定されたものから変化が生じた場合には、当社の業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(11) 東京電力改革・1F問題委員会（東電委員会）

平成28年7月に東京電力ホールディングス株式会社が公表した「激変する環境下における経営方針」等を踏まえ、同年9月に経済産業省は「東京電力改革・1F問題委員会」（以下「東電委員会」）の設置を公表した。東電委員会は、同年10月から集中的に検討を行い、同年12月20日に東電改革の大きな方向を「東電改革提言」として取りまとめた。本提言では、廃炉、賠償、除染・中間貯蔵など福島第一原子力発電所事故に関連して確保すべき資金の金額や、これらの資金確保に向けて東京電力ホールディングスグループが実施すべき原子力事業や送配電事業の再編・統合等の経営改革の具体が示されており、東電委員会は、その内容を「新・総合特別事業計画」の改訂に反映するよう国に要請している。

また、同時期に経済産業省が設置した「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」（貫徹小委）において、原子力事故の賠償や廃炉費用に関する制度措置が議論されており、これを踏まえて、今後、法令の制定、改正がなされる予定である。

東京電力ホールディングス株式会社は、今後、これらの状況を踏まえて「新・総合特別事業計画」の改訂を行うことから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

なお、平成29年2月7日に「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。当該法律案は、事故炉の廃炉の確実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者に対して、廃炉に必要な資金を機構に積み立てることを義務づける等の措置を講ずるものである。

（参考）[東電改革提言]（東電改革提言は、経済産業省のホームページ上で閲覧することができる）

はじめに

2011年、福島原発事故発生直後の対応

- ・2011年、東京電力は国の一時的支援を得て、福島への責任を果たすためにその存続が許された。
- ・当時も、東京電力を破たん処理すべしという議論もあったが、賠償や廃炉事業、そして電力の安定供給が損なわれることのないよう、あくまで福島への責任は東京電力が負うことを基本とし、国は原子力損害賠償支援機構（現原子力損害賠償・廃炉等支援機構。以下、「原賠機構」という。）を設立、東京電力に出資（1兆円）と賠償の一時的援助（5兆円）を行うこととした。
- ・国は、実施した一時的支援をある程度時間をかけて回収する中で、東京電力は廃炉や負担金の納付について、自らの経営改革で資金を捻出し、その責任を全うすることとなった。当時、東京電力は、経営陣を交代し、給与をカットし、不要な資産を売却するなどの事業変革を実行した。

2013年、福島原発の事故収束を進める中で国と東京電力の役割を再定義

- ・2013年の段階で、除染が本格化し、中間貯蔵事業も具体化、廃炉事業も抜本的な汚染水対策を講ずることとした。賠償・除染に関する原賠機構による一時的支援総額は5兆円から9兆円に拡大し、廃炉・汚染水対策に要する資金見込みも1兆円から2兆円にその規模が拡大した。
- ・国は、福島復興に国も前面に立つとの方針を掲げ、中間貯蔵施設や除染、廃炉に関連した予算を措置し、また、原賠機構が保有する東京電力株式の売却益は、除染に関する国からの一時的支援の回収に充当することを決定した。
- ・これに呼応し、東京電力は、経営改革を加速、2014年1月にはホールディング制への移行を表明、同年10月には、燃料・火力事業の再編・統合について中部電力との協議を開始、2015年4月にはJERAが誕生し、2016年4月にホールディング制に移行した。

そして今回、新たな局面に

- ・そして今回、震災から6年が経過しようとする中、廃炉事業は、燃料デブリの取り出しという新工程を視野にいれた検討に移る。このためには、従来の2兆円とは別に、追加の資金を準備するステージが到来する。賠償や除染に関しては、営業損害や風評被害の継続、作業費用の増大などを背景に、確保すべき資金が増大している。
- ・2016年4月から全面自由化が始まる中で、東京電力は電力市場の構造的な変化に直面しており、現状のままでは福島復興や事故収束への歩みが滞りかねない状況にある。
- ・こうした状況の中、本委員会は、福島への被災者の方々が安心し、国民が納得し、現場が気概を持って働けるような東電改革を具体化するよう、経済産業大臣から検討を依頼された。
- ・これを受け、本委員会は、本年10月から集中して検討し、東電改革の大きな方向に関して、その結果を以下の通り取りまとめたので、ここに報告する。

1. 福島長期展望と電力市場の構造変化を見据えた持続可能な仕組みの構築

～国の事故対応制度の整備、東京電力の抜本改革

(1) 福島事業を長い目で展望した上での必要な資金規模

廃炉、その進展

- ・東京電力福島第一原子力発電所（以下、「1F」という。）の廃炉に関しては、1Fの環境改善などの準備工程を終えて、燃料デブリ取り出しという未踏の工程に入る。現状、東京電力は、廃炉に要する資金として見込んだ2兆円を事故収束対応に充当しているが、有識者へのヒアリングにより得られた見解の一例に基づけば、燃料デブリ工程を実行する過程で、追加で最大6兆円程度の資金が必要であり、合計すれば最大8兆円程度の資金を要する状況となっている。〔参考1〕
- ・廃炉に要する資金は、これまで通り、国民負担増や国から東京電力への出資を拡大することで対処するのではなく、東京電力が責任を持って対処する。東京電力は、30年程度を要する廃炉事業を自らの経営改革によりやり遂げるため、収益力を上げ、年間平均3,000億円程度の資金を準備する。国は、事故炉廃炉事業を適正かつ着実に実施するための事故炉廃炉管理型積立金制度の創設等を行うとともに、規制分野である送配電事業の合理化分を優先的に充当する。
- ・なお、燃料デブリの取り出しは、新たな技術的チャレンジであり、東京電力は、原賠機構の監督・支援の下、世界の叢智を結集してイノベーションを進め、事業の効率化、そして工期の短縮を目指す。

賠償、避難指示解除と自立支援への局面に

- ・賠償に関しては、営業損害や風評被害が続く中で、現在の5.4兆円から約8兆円の支援枠が必要となっている。
- ・賠償に要する資金は、これまで通り、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下、「原賠機構法」という。）に基づき、東京電力と原子力事業者である大手電力会社が納付する負担金によって、ある程度の時間をかけて充当していく。東京電力は、30年程度を要する賠償を自らの経営改革によりやり遂げるため、収益力を上げ、年間平均2,000億円程度の資金を準備する。
- ・ただし、今回、国は、国民全体で福島を支える、需要家間の公平性を確保するといった観点から、原発事故への対応に関する制度不備を反省しつつ、福島原発事故の前には確保されていなかった賠償の備え不足についてのみ、託送制度を活用して広く新電力の需要家も含めて負担を求めることとしている。国は、この託送制度を活用して回収する金額について、その上限を閣議決定で定め（2.4兆円。新電力のシェア10%を前提とすれば新電力負担の上限は総額で2,400億円、年間で60億円、標準家庭で月額18円）、消費者への電気料金明細票等でこの額を明示し、かつ、消費者庁からの意見も聞き、独立した電力・ガス取引監視等委員会による第三者的チェックを受け、決定することとしている。また、送配電部門の合理化などにより総じて託送料金の値上げを回避し、加えて、大手電力会社から新電力への安価な電力を提供する仕組み（ベースロード電源市場）を整備し、新電力の競争力強化を支援することとしている。（新電力の販売電力量の3割について調達コストがkWh当たり1円下がった場合、年間250億円程度削減のコスト削減効果）。
- ・本委員会は、賠償については、原賠機構法に基づいて原子力事業者による負担金で対応するということを基本としつつ、新電力及びその消費者に関しては、上限の設定、透明性の確保、新電力の競争力強化措置を講じることが、本委員会が提示する東電改革の全体に関する国民の納得感を得るためにも極めて重要であると考え。国が、わかりやすい説明を徹底し、新電力やその消費者に理解を求めていくことを、強く要請する。
- ・なお、国は、避難指示が解除され復興が進展していく中で、福島相双復興官民合同チームの法定化などを始め、被災者や被災事業者の自立支援策を充実していくことで、対処していく。

除染・中間貯蔵、復興事業とともに

- ・除染・中間貯蔵に関しては、現在3.6兆円の支援枠を見込んでいるが、事業に要する費用の上振れなどにより、約6兆円の支援枠が必要となっている。
- ・除染・中間貯蔵に要する資金に関しても、これまで通り、原賠機構が保有する東京電力株式の売却益の拡大や国の予算で対応する。
- ・なお、除染や中間貯蔵の事業実施に当たっては、福島復興を加速する観点から、全体工程の効率化・加速化の取組に、国は協力して連絡調整等の態勢を整える。

(2) 新たな局面に対応するための東京電力と国の役割分担、東電改革の必要性

- ・ 廃炉、賠償、除染・中間貯蔵等の福島原発事故に関連して確保すべき資金の総額は、約22兆円と見込まれる。
- ・ 今回を契機に、以下のように、国の事故対応制度と事事業業者の抜本的改革で対処するという原則を確立し、対処する。
- ・ 国の事故対応制度は、一時的支援と改革実現のモニタリング、福島復興加速化や賠償等の必要な事業の実施、事故炉廃炉のための制度（管理型積立金制度及び送配電合理化分の事故炉廃炉への充当制度）の整備の3点となる。今回は、国民全体で福島を支える観点から、原発事故への対応に関する制度不備を反省しつつ、福島原発事故の前には確保されていなかった賠償の備え不足についてのみ、広く需要家に負担を求めることとしたが、今後は、基本的にこの3点で対処する。〔参考2〕
- ・ この事故対応制度の中で、事事業業者である東京電力が主たる対応を果たす原則は変わらず、総額約22兆円のうち、東京電力が捻出する資金は約16兆円と試算される。東京電力は、数十年単位で対処する賠償・廃炉については、その所要資金として年間5,000億円規模の資金を確保し、除染に関しては、より長い時間軸の中で、企業価値向上による株式売却益4兆円相当を実現する経営改革を実現することが必須となる。〔参考3〕
- ・ 今後、東京電力は、賠償・廃炉に係る資金確保や経営改革による収益拡大に注力していく必要があり、緊張感を持ってこれらを実現していくべきであるが、その実現のためには円滑な資金調達などが求められることも想定される。かかる場合には、例えば関係金融機関が資金調達面で必要に応じて協力するなど、東京電力の各種のステークホルダーが何らかの形で支援に参画することも期待したい。
- ・ また、今回の措置を消費者の視点で整理すれば、
 - 1) 1F廃炉は東京電力の改革努力で対応し、
 - 2) 賠償は、原発事故への対応に関する制度不備を反省しつつ、託送制度を活用した備え不足分の回収はするものの、託送料金の合理化等を同時に実施し、新電力への安価な電力提供を行う、
 - 3) 除染・中間貯蔵は、東京電力株式の売却益の拡大と国の予算措置によって対応する、ことから、今回の措置により、総じて、電力料金は値上げとはならないようにする。また、本提言で提示する東電改革は、福島への責任を果たすために、今までにないコスト合理化や収益拡大を目指すものである。東京電力の試みが契機となり、これが電力産業全体に広がることで、さらに大きな消費者利益が実現する。東電改革の実現が福島への安定と国民利益の拡大を同時に達成する鍵となる。〔参考4〕

以下、こうした問題意識も踏まえて、電力市場の環境変化を明らかにし（「2．電力市場を巡る環境変化」）、東電改革の内容を明示し（「3．東電改革、2011年の緊急体制から本格的体制を築く」）、かつ、これを実行に移すための方策を提示する（「4．実行体制を早期に確立、早期着手を」）。

2．電力市場を巡る環境変化

(1) 国内電力市場の成熟と全面自由化の開始

- ・ 福島事業の規模拡大の一方で、電力産業を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・ 一つは電力自由化の進展である。電力自由化の下、異業種が参入し、競争も進む。電力技術の側面でも、発電技術の変化やデジタル化など、今まで以上のスピードで現状を破壊する可能性を秘めた動きが見え始めている。設備・研究開発・人材への投資を国内市場縮小下で実行しない限り、東京電力は競争力を維持できず収益力も減退、福島への責任を果たすことはできない。
- ・ 福島原発事故を契機に、原子力への安全要請は益々高まっている。他方で、原発依存度が低減する中で、コストを抑制しながらも、安全・防災投資や人材・技術を維持するためには、個社を超えた連携が不可欠となる。
- ・ 送配電事業も、国内需要が構造的に減少する中で、再生可能エネルギーの導入拡大やIT技術革新の進展を背景として、ネットワーク投資を拡大せねばならない。需要減少下で、託送コストを抑えつつ、ネットワーク投資を拡充し、また、デジタル化対応をしていくには、やはり個社での対応のみでは展望は開けない。

(2) 成長する世界市場を視野に入れた改革が必須

- ・ 海外に目を転じれば、世界のエネルギー需要や電力需要は着実に増加する。経済的で安全、高品質の電気を供給できる電力産業は、世界的にみれば成長産業である。例えば、欧州の電力会社は、自国マーケットを手堅く押さえ、スケールメリットを活かして新興国等、世界市場で収益を上げるというビジネスモデルを採用している。この結果、公益事業者であった電力会社も、グローバル・プレーヤーとして、競争力ある成長企業へと躍進している。〔参考5〕
- ・ 燃料・火力事業で先行して共同事業体を設立したJERAの完全統合は、必要不可欠である。これが実現すれば、世界最大級のLNG調達会社・火力発電会社となる。海外市場での事業展開も十分可能なグローバル・プレーヤーになる可能性がある。

- ・送配電事業も原子力事業も、再編・統合を目指すことにより事業規模を拡大すれば、これを基礎に海外市場への展開が可能になる潜在力がある。
- ・東京電力は、成長する世界のエネルギー市場への展開を狙うことで、福島への責任を安定的、長期的に果たすことが可能になる。

(3) エネルギーの大きな潮流変化をとらえた長期的戦略の必要性

- ・長期の時間軸に立てば、電力産業を取り囲むエネルギーの潮流は大きく変わる。
- ・2030年を見据えたエネルギー政策の基本方針であるエネルギー基本計画は、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限導入、火力発電の高効率化、安全性の確認された原子力発電所の再稼働を掲げているが、現状から見れば、大きなエネルギー構成の変革を要請していることにほかならない。
- ・2050年にまで視野を広げれば、世界が参加するパリ協定により、我が国は地球温暖化ガス80%削減を目指し、多くの国も同様の抜本的な削減目標を掲げている。このことは、既存のエネルギー技術の改良ではなく、より安全な原子力技術を活用しながら、革新的な技術開発を実現できたエネルギー事業者が電力の安定を担っていくことを意味する。こうした大きな流れの中で、非連続な技術革新とこれを可能とする異業種との連携を、今から実行する企業に東京電力は変わらねばならない。

3. 東電改革、2011年の緊急体制から本格的体制を築く

～課題解決に向けた共同事業体を設立、再編・統合を目指す

(1) 経済事業

～他電力と共同事業体を設け、再編・統合を目指しグローバル企業へ

- ・国内市場が構造的に縮小する中で、ローカル市場を前提とした発送電一貫の今までの体制での対応には限界がある。先行する燃料・火力分野の共同事業体であるJERAの事例に倣い、送配電事業・原子力事業についても、課題解決に向けた共同事業体を他の電力会社の信頼と協力を得て早期に設立し、再編・統合を目指す。再編・統合を目指す以上は、各事業の性格に応じて時間軸を設定し、ステップ・バイ・ステップで進める。
- ・東京電力の経済事業は、電力の低廉かつ安定的な供給を実現しつつ、世界市場を狙うグローバル企業を目指す。こうした試みは、電力産業が共通して抱える危機感を克服する上での先駆的な取組である。東京電力の取組が電力産業全体に広がれば、大きな国民利益につながる。
- ・経済事業の理念は、「世界市場で勝ち抜くことで、福島への責任を果たす」とする。

[共同事業体を設けて解決すべき課題例]

燃料・火力 ・共同調達による燃料価格の抑制

- ・価格変動の激しい資源の市場化への対応
- ・海外展開（上流権益獲得、発電ビジネスの拡大）
- ・CO₂抑制技術の確立

小売 ・異業種連携による需要減少下での事業領域の拡大

- ・膨大な顧客データの活用
- ・デジタル化に伴う新ビジネスの展開

送配電

- ・広域運用による調整力効率化
- ・連系線投資（再生可能エネルギーの導入拡大に対応した増強）
- ・国際連系線調査・検討
- ・経年設備の更新、保守高度化、設備スリム化との両立
- ・共同調達によるコスト効率化
- ・海外展開
- ・配電事業のデジタル化とビジネスモデルの転換（IoTやAIを使った分散型グリッド等）

原子力

- ・人材や技術の維持
- ・安全投資や防災対応の共同化
- ・共同調達によるコスト効率化
- ・共同研究開発
- ・海外展開
- ・廃炉事業

(2) 原子力事業

- ～発災事業者としての自覚の下、地元本位と安全最優先で信頼回復を
- ・原子力発電所の再稼働は、確実に収益の拡大をもたらす、福島事業の安定にも貢献する。
- ・しかしながら、東京電力は原発事故を起こした発災事業者である。単に規制基準をクリアするだけでは国民からの理解は到底得られない。福島原発事故の検証に基づき、自主的なバックフィット（最新知見の取り入れ）に対する躊躇やメルトダウン隠蔽問題を生んだ過去の企業文化と決別し、現状に満足せず、外部からの意見に耳を傾け、安全性を絶えず問い続ける企業文化、責任感を確立する必要がある。
- ・このため、先進的な他の電力会社の協力を躊躇なく要請し、海外の先進的原子力事業者のチェックも受け入れ、自社技術力の強化等により、安全性向上と効率化を実現する。地元との対話を重ね、地元本位・安全最優先の事業運営体制を確立する。地元本位確立のための行動計画を早急に地元へ提示し、真摯な対話を開始する。こうした過程で根本的な改革を実行、原子力発電所の再稼働を実現する。
- ・また、東京電力の原子力事業も重要な経済事業であり、安全最優先での信頼回復を前提にすれば、電力コストの低減、エネルギー安全保障や地球温暖化対策の確保にも貢献する。原発依存度低減の中で、安全防災を支える技術と人材を確保し、継続的な安全投資を行いつつ、海外市場や廃炉ビジネスへの展開を図るためには個社での努力では限界がある。こうした共通課題の解決に向けて、他の原子力事業者との共同事業体を設け、再編・統合を目指す。これにより、企業価値向上に貢献する。
- ・東京電力の原子力事業と福島事業は多くの分野において技術・人材を共有する。新たな事業形態を実現していく中でも、人的一体性を確保することは重要である。
- ・原子力事業の理念は、「地元本位、安全最優先」とする。

(3) 福島事業

- ～まずは廃炉・賠償の貫徹、そして国際的なテクノロジー企業へ
- ・東京電力存続の原点は福島事業にある。廃炉事業は、長期間、相当な規模の資金を投入して行う国家的事業であり、福島復興事業は、東京電力が国と共同で行うべき責任事業である。
- ・廃炉事業は、国と原賠機構が関与することで、東京電力が、無人口ロボット開発技術等も含む幅広い技術について、グローバルレベルのエンジニアリング能力を強化し、事業を貫徹する。廃炉事業の過程で生まれる技術は、内外の廃炉事業を支える可能性がある。福島復興事業を展開する過程で、多様な産業や国際的なプロジェクトの誘致も進む。こうした環境の中で、福島事業は国際的なテクノロジー企業（福島での国際コンソーシアム）を目指す。
- ・廃炉事業は、長期にわたり、かつ、東京電力の1Fに多様な主体（他の電力会社はもとより、メーカー、ゼネコン、エンジニアリング企業、さらには内外の研究機関）が参画・協力して実行する事業である。多様な主体が関わり、数多くの工程がある廃炉事業を実行する上で、リスクを下げ、リソースを最適化し、工程通りに仕事を仕上げていくことは容易ではない。リスク・リソース・時間の3つの要素を最適化する事業体制を、東京電力は原賠機構の監督と支援の下に築き上げる。その際、関係子会社や協力会社との関係を抜本的に見直し、現場技術者・管理者の訓練・育成を通じて、強い技術的基礎を確立する。
- ・福島事業の理念は、「福島事業が東京電力存続の原点、国と協力しながら世界最先端の技術を集積、福島への責任を果たす」とする。

(4) 経済事業と福島事業とのブリッジ

- ・東京電力存続の原点である福島事業を支えるためには、まずは廃炉と賠償のため当面の資金を確保することが重要である。これは、主として送配電事業や原子力事業が担う。除染のための企業価値向上は、腰を据えてより長い時間軸の中で対応する。再編・統合が先行する燃料・火力事業、異業種連携に着手した小売事業が貢献する。加えて、送配電事業や原子力事業も、海外展開なども視野に入れ、将来的な企業価値向上に貢献する。[参考6]
- ・JERAの先行例を参考に、共同事業体を設立する過程で、経済事業による福島事業への貢献ルール（資金面、人材面）を開発する。
- ・経済事業においては「稼ぐことが福島事業への貢献」、福島事業においては「福島事業が東京電力存続の原点」。この考え方をトップの姿勢で社内に徹底する。
- ・なお、上記(3)の福島事業における国の参画と制度支援は、人材の士気、福島事業の安定性を生み、再編パートナーの安心にもつながる。

4. 実行体制を早期に確立、早期着手を

(1) 東京電力は、次世代への早期権限移譲を実現 [参考 7]

- ・福島事業も、原子力事業も、経済事業も、かつてない大改革と言える。
- ・特に原子力事業、経済事業は、過去と決別した新たな発想が必要である。また、改革初期は相当なエネルギーを要し、改革が実現するまでには相当な時間を要する。このため、腰を据えてより長い時間軸の中で粘り強く取り組むことができる体制が必要であり、その担い手は次代を担う世代が中心となる。こうした世代に対する思い切った権限移譲を実現し、過去の発想としがらみにとらわれず、大胆に実行できる体制を早急に構築し、非連続の東電改革を早期に着手することを求める。
- ・特に経済事業を束ねるホールディングスや、新たな試みを行う原子力事業と送配電事業、改革着手済みの燃料・火力事業や小売事業については、これら事業の担い手として、次世代人材を思い切って登用すべきである。若手の採用や外部人材の招請を通じて、その刺激の中で、「福島事業が東京電力存続の原点、経済事業こそ福島への責任の基礎」という全く新しい東電文化を生むことが必要である。
- ・東京電力は、J E R A の先行例を参考に、再編・統合を目指した共同事業体の提案を受け付ける公正なプロセスを開始する。このプロセスを通じて、東京電力が、他の電力会社から事業に対等に取り組みうるパートナーであるとの信頼を勝ち得るよう努力することで、東電改革を電力産業の構造変化につなげていく。
- ・これらの改革を進めるため、本委員会は、東京電力において、指名委員会等設置会社のガバナンスの下、社外取締役を中心とした取締役会と執行陣が密接に連携して改革初動を全うすることを期待する。

(2) 国は、改革実行という視点で関与し、福島事業の安定と経済事業の早期自立を促す

- ・国は、東京電力の筆頭株主であり、福島への責任を果たすための改革を後押しする立場にある。このため、東電改革の基本（経済事業はグローバル企業へ、原子力事業は地元本位と安全最優先の事業体へ、福島事業は国の協力を得て世界的なテクノロジー企業へ）を実行できる東京電力の経営体制を国は求めるべきである。国は、この視点に合致する限り、外部の人材が過半を占める指名委員会等設置会社の仕組みを最大限活用し、東京電力の意思決定を尊重する。
- ・国は、福島事業の安定と、経済事業の早期自立を求める。 [参考 8]
- ・国は、2016年度末に予定されている経営評価も経て、2019年度に国の関与の基本的な考え方についてレビューを行い、判断する。それまでに、経済事業、原子力事業、福島事業の各々の改革の進捗を確認しながら、自立の可能性を見極める。
- ・また、東京電力による一連の改革の取組を確実なものとするため、東京電力が、経営レベル、事業会社レベル、事業所レベルの各層において、ベンチマークを達成目標として設定し、厳格に進捗管理を行い、その評価結果を責任とリンクさせることを要請する。国は、その進捗を上記レビューにおいて確認する。 [参考 9]

(3) 東電委員会の今後の対応

- ・本委員会は、本提言が、国が認定する東京電力の新・総合特別事業計画の改訂に反映され、東京電力の手で実行に移されるよう、国に要請する。
- ・また、これから半年は改革初動の時期であり、今後の改革の成否を左右する。福島事業、経済事業、原子力事業とも、次世代を中核とした新たな改革実行の体制が立ち上がり、他の電力会社などと真剣な協議も始まる極めて重要な時期となる。
- ・そこで、本委員会は、国から要請を受けて、新・総合特別事業計画の改訂内容と東電改革の実行体制が、この提言内容に沿ったものであるかどうかを確認する。

おわりに

(1) 東京電力に対する要請

- ・今回提示する東電改革は、経済産業大臣の要請に応じてとりまとめたが、その内容は、東京電力に対する要請にほかならない。
- ・先にも述べたとおり、東京電力は、福島への責任と、電力の低廉かつ安定的な供給を果たすために存続を許されている。この原点に今一度立ち帰り、福島への責任を全うするために自ら何をなすべきか。他の電力会社や全国の消費者からの協力を得る中で、こうした協力に対してどう応えていくべきなのか。この問いかけに対して、東京電力が、自ら回答を見出し、主体的に行動する。重要なことは、ここにあると本委員会は考える。
- ・本委員会は、検討過程で、東京電力自身が改革への意思を表明し、その具体案を提示した点を評価する。提言内容を、東京電力自身の言葉で表明し、東京電力が一丸となって、福島のために、そして国民還元実現のために、早期に行動を起こすことを期待する。

(2) 国に対する要請

- ・本委員会は、国に対して、福島への責任を果たすための改革を確実に実行に移すよう、東京電力に働きかけることを要請する。
- ・また、信頼回復の上での原子力発電所の再稼動が重要な課題であることに鑑み、国としても、国民理解の向上に向けて、主体的に取り組むことを求める。
- ・一方で、東電改革は、原発事故対応制度や安全確保体制の確立の一翼を担う。福島の復興の基礎となる。国内から世界へと電力産業がその構造を大きく変えていききっかけともなる。これが実現する過程で、国民利益の拡大も可能となる。
- ・したがって、本委員会は、改革提案を契機に、国が、東電改革を、事故対応制度の整備につなげ、福島復興につなげ、電力改革につなげ、国民利益につなげることも要請する。

(3) 最前線を支える現場に対するメッセージ

- ・福島事業はテクノロジー企業へ。経済事業はグローバル企業へ。福島事業こそ東京電力存続の原点である。安定供給を支える現場の力と技術を結集して世界市場を切り開き、福島への責任を果たす。
- ・これが東電改革を担う現場へのメッセージである。東電改革の実行は、現場の一人一人の行動と努力にかかっている。東京電力が、現場の一人一人の営みを積み重ねていけば、福島を全うし、その中で、未来の電力産業の糧となる技術や人材が生まれてくる。
- ・責任を自覚し行動する先に、未来が見えてくる。東京電力を支える現場の一人一人が気概を持って挑戦・行動することを期待する。

(4) 福島に対するメッセージ

- ・今回提示する東電改革は、福島という原点に立ち返り、国と東京電力は何をなすべきかについて、議論をとりまとめたものである。
- ・経済事業は他の電力会社や異業種と共同して収益力を上げ、これをもって福島への責任を果たす。福島事業は、国と協力して技術と人材を維持・拡大、開発しながら、廃炉と復興事業を成し遂げていく。福島事業には国は関与を続け、経済事業は早期自立を促す。
- ・本委員会は、この東電改革が、福島復興の礎にもつながるものとする。本提言では、2019年に東電改革を、福島事業の進捗という視点からもレビューするよう国に求めている。これにより、福島の方々の安心につながっていくことを期待する。

(5) 国民に対するメッセージ

- ・福島への責任を果たすために東京電力は何をなすべきか。国からの支援を受けて存続している以上、東京電力はどのように国民への還元を実現していくのか。この問いかけに対する回答が、今回提示する東電改革である。
- ・福島への責任、そして国民還元の双方を目指すものであるだけに、改革の内容は、今までにないコスト改革や世界市場開拓をも視野に入れている。その実現に当たっては、東京電力自身の自己改革はもとより、他の電力会社やメーカー、国との協力が不可欠となる。このため、東電改革は、我が国にとって意義のある新しい電力産業全体の改革を呼びかけとなるものである。これにより、東京電力の管内を超えて、広く国民への還元につながると本委員会は考える。
- ・改めて、東京電力の改革が、福島復興の基礎となり、国民にとって意義のある新しい電力産業を築いていく礎になることを本委員会は期待する。

参考資料

- [参考 1] 廃炉に向けた行程
 - [参考 2] 東京電力と国の役割
 - [参考 3] 確保すべき資金の全体像
 - [参考 4] 消費者の視点から見た全体像
 - [参考 5] 世界と日本の電力市場
 - [参考 6] 東京電力の改革ステップと収益拡大目標
 - [参考 7] トップ及び次世代を担うリーダーに必要な資質
 - [参考 8] 国の関与のあり方
 - [参考 9] 責任とリンクしたベンチマーク（BM）
- （以下、参考資料は省略。）

5【経営上の重要な契約等】

東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）は、平成27年5月1日の取締役会決議により、電力システム改革によるライセンス制の導入にあわせて平成28年4月1日に、東京電力株式会社が営む燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を、それぞれ会社分割の方法によって「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」、「東京電力送配電事業分割準備株式会社」及び「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」に承継させることとし、平成27年5月1日、各承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）。

これに基づき、平成27年6月25日開催の東京電力株式会社の第91回定時株主総会において関連議案が承認可決されるとともに、平成28年3月29日、一般送配電事業及び小売電気事業の分割について、電気事業法に基づく経済産業大臣の認可を取得し、平成28年4月1日、本件吸収分割の効力が発生した。

なお、本件吸収分割に伴い、本件吸収分割の効力発生日付で東京電力株式会社の商号を「東京電力ホールディングス株式会社」に、「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」の商号を「東京電力フュエル&パワー株式会社」に、「東京電力送配電事業分割準備株式会社」の商号を「東京電力パワーグリッド株式会社（当社）」に、「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」の商号を「東京電力エナジーパートナー株式会社」に、それぞれ変更している。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

わが国の電力市場は、節電や省エネルギーの進展等により電力需要が減少するなか、平成28年4月には小売市場の全面自由化、平成32年には送配電部門の法的分離が予定されるなど、大きな変革期を迎えつつある。

このような環境において、東京電力ホールディングス株式会社が引き続き福島原子力事故の責任を果たすとともに、低廉で安定的な電力供給を維持していくためには、各事業部門がそれぞれの特性に応じた最適な事業戦略を適用し、東京電力ホールディングスグループ全体の企業価値向上に取り組むことが不可欠である。

具体的には、燃料・火力発電事業部門は、中部電力株式会社との包括的アライアンスをはじめ、燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において事業構造の抜本的見直しに踏み込み、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革をめざしていく。

送配電事業部門（当社）は、今後とも電力供給の信頼度を確保したうえで、国内トップの託送原価を実現するとともに、事業運営の中立・公平性を向上しつつ、送配電ネットワーク利便性向上、運用の最効率化、他電力との協調等を推進していく。

小売電気事業部門は、お客さまの立場に立った効率的なエネルギー消費を軸とした商品・サービスや、電力・ガスのワンストップサービスを、他社とのアライアンスを活用しつつ、全国のお客さまへ提案・提供していく。

東京電力ホールディングス株式会社は、これらの戦略を実現し、自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に対応できるよう、「責任と競争」の両立を基本に、電力システム改革の第2段階としてライセンス制が導入される平成28年4月に、他の電力会社に先駆けて3つの事業部門を分社化し、ホールディングカンパニー制に移行した。

ホールディングカンパニー制移行後は、持株会社である東京電力ホールディングス株式会社が賠償、廃炉、除染、復興推進等に責任を持って取り組むとともに、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うことで、効率的な事業運営と競争力の強化に努めていく。

東京電力ホールディングス株式会社は、こうした事業運営体制の構築を通じ、持続的な再生に向けた収益基盤を確立し、東京電力ホールディングスグループ全体として福島原子力事故の責任を全うするとともに、福島復興に向けた原資の創出とグループ全体の企業価値の向上をめざしていく。

(2) 本件吸収分割の要旨

本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（東京電力株式会社）	平成27年5月1日
吸収分割契約承認取締役決定（当社）	平成27年5月1日
吸収分割契約締結	平成27年5月1日
吸収分割契約承認定時株主総会（東京電力株式会社）	平成27年6月25日
吸収分割契約承認臨時株主総会（当社）	平成27年6月25日
吸収分割効力発生日	平成28年4月1日

本件吸収分割の方式

東京電力ホールディングス株式会社を分割会社とし、東京電力ホールディングス株式会社の100%子会社である当社を承継会社とする吸収分割である。

本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である当社は、普通株式4,660万株を発行し、それらをすべて東京電力ホールディングス株式会社に対して割当て交付した。

本件吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社である当社は、東京電力ホールディングス株式会社の100%子会社であり、本件吸収分割により当社が発行する全株式を東京電力ホールディングス株式会社に割当て交付するため、東京電力ホールディングス株式会社と当社間で協議し、割当てる株式数を決定している。

本件吸収分割により増減する資本金

承継会社である当社の資本金は、79,995百万円増加する。

当社が承継する権利義務

当社は、東京電力株式会社との間で締結した平成27年5月1日付の吸収分割契約の定めに従い、東京電力ホールディングス株式会社が営む一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継した。

なお、本件吸収分割による当社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、東京電力ホールディングス株式会社の既存の公募社債に係る債務等については、当社へ承継しない。

(3) 当社が承継する資産、負債の項目及び金額（平成28年4月1日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	4,903,793百万円	固定負債	364,911百万円
流動資産	374,235百万円	流動負債	179,482百万円
合計	5,278,028百万円	合計	544,393百万円

(4) 本件吸収分割後の当社の状況（平成28年4月1日現在）

	承継会社
(1) 商号	東京電力パワーグリッド株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 武部 俊郎
(4) 事業内容	一般送配電事業 等
(5) 資本金	80,000百万円

6【研究開発活動】

第1期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、当事業年度においては研究開発活動を行っていない。

第2期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

当社グループの研究開発活動は、主として「コスト削減のためのイノベーション」、「リスク対応の強化」及び「次世代に向けたシーズ技術の開拓」を注力領域として実施している。

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、2,520百万円である。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

[収支の状況]

当第3四半期連結累計期間の売上高は1兆2,225億円、営業利益は927億円、経常利益は599億円、親会社株主に帰属する四半期純利益は417億円となった。なお、1株当たり四半期純利益は、895円89銭となった。

(2) 流動性及び資金の源泉

[資産・負債・純資産の状況]

当第3四半期連結会計期間末の資産は、5兆3,196億円となった。主な内訳は、電気事業固定資産4兆5,001億円などである。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、4兆4,203億円となった。主な内訳は、社債1兆7,720億円などである。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、8,993億円となった。主な内訳は、資本金及び資本剰余金7,806億円などである。なお、1株当たり純資産額は、19,265円47銭となった。

[東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）が平成22年9月8日以前に国内で募集により発行し残存する一般担保付社債（以下「ホールディングス既存国内公募社債」）の権利保護の仕組み]

東京電力ホールディングス株式会社（旧 東京電力株式会社）は、平成28年4月1日付けで同社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル&パワー株式会社、当社及び東京電力エナジーパートナー株式会社へ承継（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）し、ホールディングカンパニー制に移行した。

ホールディングカンパニー制への移行にあたっては、平成26年1月に国の認定を受けた新・総合特別事業計画（その後の変更を含む）において、本件吸収分割前に発行された一般担保付社債について、債権者の権利に実質的な影響を与えない方策を講じることとしており、ホールディングス既存国内公募社債は、当社が発行した一般担保付社債を信託財産とした信託の受託者による連帯保証により権利の保護が図られている。

ホールディングス既存国内公募社債の権利保護の仕組み

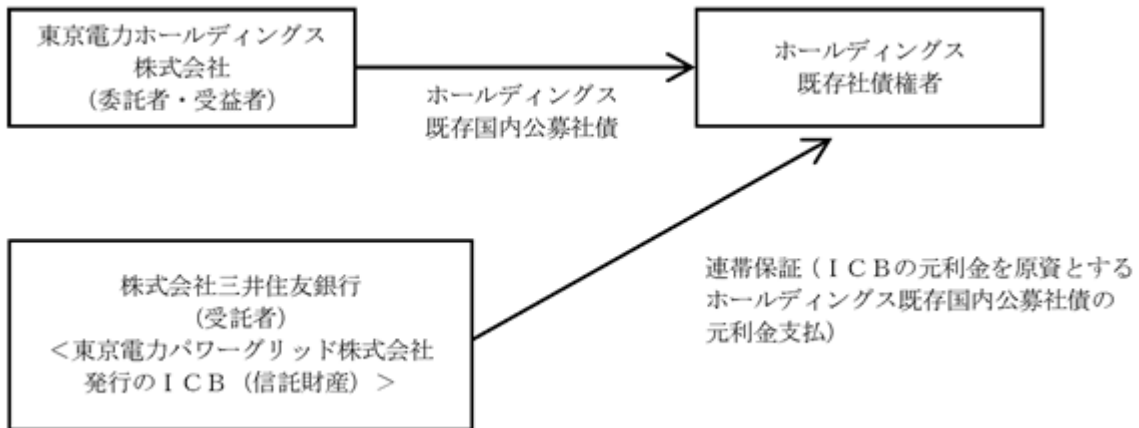
東京電力ホールディングス株式会社は、株式会社三井住友銀行との間で、東京電力ホールディングス株式会社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者とし、ホールディングス既存国内公募社債の各号と残存金額、満期及び利率が同等の当社が発行した一般担保付社債（以下、「ICB」（Inter Company Bond））及び金銭を信託財産とする信託を設定した（以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ICB信託契約」という）。また、本件ICB信託契約における受託者が東京電力ホールディングス株式会社の委託を受けて、ホールディングス既存国内公募社債の社債権者のためにホールディングス既存国内公募社債について連帯保証している（以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」という）。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されるため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない（責任財産限定特約付）。

連帯保証後のホールディングス既存国内公募社債の元利金支払は、東京電力ホールディングス株式会社がホールディングス既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合においても、当社によるICBの元利金支払がなされる限り受託者（連帯保証人）により行われる。他方、当社がICBの元利金支払を継続できない状況となった場合には、東京電力ホールディングス株式会社がホールディングス既存国内公募社債の元利金支払を行う。

当社がICBの元利金支払を継続できない状況となり、かつ、東京電力ホールディングス株式会社がホールディングス既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合には（これらの状況の発生の先後は問わない。）、受託者は、ホールディングス既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ICBを対応するホールディングス既存国内公募社債の社債権者に対して交付する（当該交付と引換えに受託者（連帯保証人）の連帯保証債務は免除される。）。なお、当該社債権者はICBとは独立した債権として引き続きホールディングス既存国内公募社債を保有することとなる。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ICB信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である東京電力ホールディングス株式会社に返還する。この場合、ホールディングス既存国内公募社債の社債権者は引き続きホールディングス既存国内公募社債を保有することとなる。なお、東京電力ホールディングス株式会社によれば、同社は、東京電力ホールディングス株式会社に倒産手続が開始された場合においても上記及び本のような取扱いがなされると考えているものの、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できないとのことである。

上記 及び 以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件 I C B 信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件 I C B 信託契約に従いその時点で保有している I C B を委託者兼受益者である東京電力ホールディングス株式会社に返還する。この場合、ホールディングス既存国内公募社債の社債権者は引き続きホールディングス既存国内公募社債を保有することとなる。

[ホールディングス既存国内公募社債の権利保護の仕組み]



第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第1期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、当事業年度においては設備投資を行っていない。

第2期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

連結ベース及び提出会社の設備投資等の概要については、以下のとおりである。

(1) 概要

設備投資については、電気の安定供給維持に必要最低限な水準まで絞り込みを行った結果、連結ベースの当第3四半期連結累計期間の設備投資額は、143,906百万円となった。

(2) 提出会社の第2期第3四半期累計期間の設備投資額

項目	設備投資額（百万円）
水力・新エネルギー等	4
火力	744
送電	37,518
変電	28,763
配電	76,652
業務	2,029
附帯	9
合計	145,722

（注） 上記設備投資額には消費税は含まれていない。

2【主要な設備の状況】

第1期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立され、当事業年度末においては設備を有していない。

第2期第3四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日）

平成28年4月1日に、当社が東京電力ホールディングス株式会社の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を会社分割の方法によって承継したことにより、同社の設備が当社の設備となった。その設備の状況は、以下のとおりである。

提出会社の主要な設備概況

平成28年4月1日現在

区分	帳簿価額（百万円）			
	土地	建物	機械装置その他	計
送電設備	150,020	11,990	1,598,554	1,760,564
変電設備	155,116	92,209	465,728	713,054
配電設備	3,039	3,558	2,047,673	2,054,271

提出会社の主要な設備

主要送電設備

平成28年4月1日現在

線路名	種別	電圧（kV）	亘長（km）
西群馬幹線	架空	500 （一部1,000kV設計）	167.99
南新潟幹線	架空	500 （一部1,000kV設計）	110.77
南いわき幹線	架空	500 （一部1,000kV設計）	195.40
福島幹線	架空	500	181.64
福島東幹線	架空	500	171.35
新豊洲線	地中	500	39.50
葛南世田谷線	地中	275	32.50
千葉葛南線	地中	275	30.38

主要変電設備

平成28年4月1日現在

変電所名	所在地	最高電圧（kV）	出力（kVA）	土地面積（千㎡）
新野田	千葉県野田市	500	8,020,000	288
新坂戸	埼玉県坂戸市	500	6,900,000	65
新京葉	千葉県船橋市	500	6,750,000	373
房総	千葉県市原市	500	6,690,000	239
新富士	静岡県駿東郡小山町	500	6,650,000	324

3【設備の新設、除却等の計画】

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

主要な設備計画

送電

件名	電圧(kV)	亘長(km)	着工	運転開始
G3060016アクセス線(仮称)新設	275	0.6	平成29/1	平成29/12
G3060006アクセス線(仮称)新設	275	5.6	平成29/1	平成31/1
飛騨信濃直流幹線新設	DC±200	89	平成30/2	平成32年度
東清水線(仮称)新設	275	約13	平成33年度	平成38年度

変電

件名	電圧(kV)	出力	着工	運転開始
大井ふ頭変電所新設	275	900MVA	平成26/11	平成29/1
港北変電所変圧器増設	275	450MVA	平成27/10	平成29/3
新信濃交直変換設備新設	-	900MW	平成28/2	平成32年度
新富士変電所変圧器増設	500	1,500MVA	平成35年度	平成38年度

第4【提出会社の状況】**1【株式等の状況】****(1)【株式の総数等】****【株式の総数】**

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,600,100
計	46,600,100

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	46,600,100	非上場	(注1、2)
計	46,600,100	-	-

(注)1. 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する旨定款に定めている。

2. 当社は、単元株制度は採用していない。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成28年4月1日 （注）	46,600,000	46,600,100	79,995	80,000	19,995	20,000

（注）平成28年4月1日に、東京電力ホールディングス株式会社との吸収分割に際し新株を発行したことにより発行済株式数が46,600,000株、資本金が79,995百万円、資本準備金が19,995百万円それぞれ増加している。

(5) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 - 株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 （株）	-	-	-	46,600,100	-	-	-	46,600,100	-
所有株式数の割 合（％）	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
東京電力ホールディングス株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	46,600,100	100.00
計	-	46,600,100	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 46,600,100	46,600,100	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	46,600,100	-	-
総株主の議決権	-	46,600,100	-

【自己株式等】
該当事項なし。

(8) 【ストックオプション制度の内容】
該当事項なし。

2 【自己株式の取得等の状況】
【株式の種類等】 該当事項なし。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項なし。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項なし。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当として期末配当を行うことを基本方針としている。当該剰余金の配当の決定機関は株主総会である。

なお、第1期事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りである。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（千円）（ ）
平成28年3月31日臨時株主総会決議	3,952,535	39,525,352

() 基準日（平成28年3月31日）における発行済株式総数100株に基づき算出している。なお、配当財産の割当は、平成28年4月1日に、東京電力ホールディングス株式会社との吸収分割に際し発行した新株を含めた46,600,100株に対して行っている。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場のため、該当事項なし。

5【役員の状況】

男性10名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		武部 俊郎	昭和31年9月16日生	昭和54年4月 東京電力株式会社入社 平成22年6月 同社執行役員栃木支店長 平成24年6月 同社常務執行役技術開発本部長兼電力流通本部副本部長 平成25年4月 同社常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント 平成27年4月 東京電力送配電事業分割準備株式会社代表取締役社長 平成27年6月 東京電力株式会社取締役、常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社取締役（現） 平成28年4月 当社代表取締役社長（現）	(注)1	0
取締役副社長	経営改革担当	金子 禎則	昭和38年5月17日生	昭和63年4月 東京電力株式会社入社 平成23年6月 同社埼玉支店設備部長 平成25年7月 同社多摩支店武蔵野支社長 平成27年7月 同社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長 平成28年4月 当社取締役副社長経営改革担当兼経営企画室長 平成28年6月 当社取締役副社長経営改革担当（現）	(注)1	0
常務取締役		新宅 正	昭和34年11月18日生	昭和59年4月 東京電力株式会社入社 平成20年7月 同社千葉支店成田支社長 平成23年10月 同社企画部総括調整グループマネージャー 平成25年6月 同社経営改革本部事務局次長兼企画部総括調整グループマネージャー 平成26年6月 同社カスタマーサービス・カンパニー電力契約部長 平成27年6月 同社執行役員パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデント 平成28年4月 当社常務取締役（現）	(注)1	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役		江連 正一郎	昭和37年12月20日生	昭和62年4月 東京電力株式会社入社 平成21年7月 同社配電部部長代理 平成23年7月 同社神奈川支店川崎支社長 平成25年6月 同社グループ事業部東電物流株式会社出向 平成27年6月 同社執行役員パワーグリッド・カンパニー・バイスプレジデント 平成28年4月 当社常務取締役（現）	(注) 1	0
常務取締役	経理・社債等 担当	森下 義人	昭和37年3月14日生	昭和60年4月 東京電力株式会社入社 平成22年7月 同社千葉支店東葛支社長 平成24年11月 同社経理部部長代理 平成27年6月 同社経理部長 平成27年7月 同社経営企画ユニット経理室長 平成28年4月 当社常務取締役経理・社債等担当（現） 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社経営企画ユニット経理室（現）	(注) 1	0
常務取締役	最高情報責任 者（CIO） 兼IoT担当 兼技術・業務 革新推進室長	三野 治紀	昭和39年1月16日生	平成元年4月 東京電力株式会社入社 平成22年7月 同社茨城支店竜ヶ崎支社長 平成25年6月 同社パワーグリッド・カンパニー電子通信部長 平成28年4月 当社常務取締役最高情報責任者（CIO）兼IoT担当兼電子通信部長 平成28年6月 同社常務取締役最高情報責任者（CIO）兼IoT担当 平成28年8月 同社常務取締役最高情報責任者（CIO）兼IoT担当兼技術・業務革新推進室長（現）	(注) 1	0
取締役 (非常勤)		文挟 誠一	昭和35年7月25日生	昭和60年4月 東京電力株式会社入社 平成21年7月 同社茨城支店水戸支社長 平成24年10月 同社経理部部長代理兼経理部（経理担当）兼経営改革本部事務局 平成24年11月 同社経理部（経理担当）兼経営改革本部事務局 平成25年6月 同社経営改革本部企画部長 平成26年6月 同社執行役員経営企画本部事務局長 平成27年4月 同社常務執行役経営企画本部担当（共同）兼経営企画本部事務局長 平成27年6月 同社常務執行役経営企画本部担当（共同） 平成27年7月 同社常務執行役経営企画担当（共同） 平成28年4月 当社取締役（非常勤）（現） 平成28年6月 東京電力ホールディングス株式会社常務執行役経営企画担当（共同）兼経営企画ユニット企画室長（現）	(注) 1	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)		武谷 典昭	昭和34年10月13日生	昭和58年4月 東京電力株式会社入社 平成23年6月 同社グループ事業部兼燃料関係会社再編準備室 平成23年7月 同社グループ事業部 平成25年6月 同社経理部長 平成27年6月 同社常務執行役グループ事業担当 平成27年7月 同社常務執行役 平成28年4月 当社取締役(非常勤)(現) 平成28年4月 東京電力ホールディングス株式会社常務執行役経営企画ユニット経理室長 平成28年6月 同社常務執行役(現)	(注)1	0
監査役		住吉 克之	昭和31年11月2日生	昭和55年4月 東京電力株式会社入社 平成21年6月 同社経理部長 平成24年6月 同社執行役員経理部長 平成25年6月 同社常務執行役 平成27年6月 同社監査特命役員 平成28年4月 当社監査役(現)	(注)2	0
監査役		松下 洋二	昭和33年7月6日生	昭和57年4月 東京電力株式会社入社 平成22年7月 同社資材部部長代理 平成24年5月 同社資材部部長代理兼調達改革推進グループマネージャー 平成24年6月 同社資材部長 平成26年6月 同社福島本部 平成26年7月 同社福島本部企画総務部 平成27年6月 同社監査特命役員 平成28年4月 当社監査役(現)	(注)2	0
計						0

(注)1.平成28年6月16日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

2.平成28年4月1日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の強化に努めている。

会社の機関の内容

当社は、取締役会設置会社、監査役設置会社である。

イ．取締役会（取締役）、常務会等

取締役会は、取締役8名で構成されており、原則として毎月1回、または必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督している。

取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として二週間に1回また必要に応じて開催される常務会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定をはかり、効率的な会社運営を実施している。

ロ．監査役

監査役は2名選任しており、うち1名は過去に東京電力株式会社（現 東京電力ホールディングス株式会社）の常務執行役として経理部を担当するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的開催される取締役会とのミーティング等を通じて意思疎通を図ることとしている。

また、監査役を補助するために監査役業務室を設置し、必要な人員（人員4名）を配置している。なお、監査役業務室に属する従業員は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議している。

八．会計監査人（監査法人）

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、厳正な会計監査を受けている。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
湯川 喜雄	新日本有限責任監査法人
清水 幹雄	新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士10名、その他8名となっている。

内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、平成28年4月制定）をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表取締役、取締役、部長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役は、当社およびグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に係わる場合は、組織横断的な会議体で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長をトップとする「リスク管理会議」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。

内部監査については、内部監査室（人員12名）が中心となり、経営諸活動の遂行状況を定期的かつ必要に応じて監査している。主要な内部監査結果は、常務会等に報告され、所要の改善措置がとられている。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、全社員に対し教育・研修を実施している。

内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査役に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

役員報酬の内容

第1期事業年度における当社の役員報酬はない。

取締役の定数

当社の取締役の定数は3名以上とする旨を定款で定めている。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（平成28年4月1日）＞

当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善する。

1. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査役の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。
- (3) 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- (4) 監査役が常務会、経営会議及びその他の重要な会議体に出席し、必要に応じて意見を述べることできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査役と連携を図るための環境を整えとともに、監査役の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査役の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 東京電力ホールディングスグループの一員として、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、取締役は「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を率先して実践すると共に、従業員にこれを遵守させる。
また、「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として二週間に1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議・決定する。
なお、取締役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 常務会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- (2) 情報のセキュリティ確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な会議体で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長をトップとする「リスク管理会議」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営会議を設置する。経営会議は、適宜開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。

5. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、常務会、経営会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
 - (2) 取締役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
 - (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を利用し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
 - (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
 - (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
 - (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。
7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、企業グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、企業グループを挙げて取り組む。また、企業グループ各社において業務の適正を確保するための体制を企業グループ各社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
 - (2) 企業グループ各社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
 - (3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、企業グループ各社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、企業グループ各社の経営状況を把握するとともに、企業グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役と企業グループ各社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
 - (4) 企業グループ各社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
 - (5) 企業グループ各社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

第1期事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
1,800	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項なし。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査日数等を勘案の上で決定している。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成している。
- (3) 当社は、第1期事業年度においては子会社がないため、連結財務諸表を作成していない。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第2期第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

1【連結財務諸表等】

(1)【四半期連結財務諸表】

【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(平成28年12月31日)

資産の部	
固定資産	4,879,053
電気事業固定資産	4,500,127
送電設備	1,681,395
変電設備	689,254
配電設備	2,008,202
業務設備	109,014
その他の電気事業固定資産	12,260
その他の固定資産	39,043
固定資産仮勘定	64,957
建設仮勘定及び除却仮勘定	64,957
投資その他の資産	274,924
長期投資	27,725
退職給付に係る資産	68,097
その他	180,418
貸倒引当金（貸方）	1,316
流動資産	440,644
現金及び預金	17,011
受取手形及び売掛金	235,254
たな卸資産	34,638
その他	162,130
貸倒引当金（貸方）	8,391
合計	5,319,697
負債及び純資産の部	
固定負債	2,476,939
社債	1,772,085
関係会社長期債務	339,838
退職給付に係る負債	218,093
その他	146,922
流動負債	1,943,438
1年以内に期限到来の固定負債	1,383,059
支払手形及び買掛金	145,556
未払税金	87,400
その他	327,422
負債合計	4,420,377
株主資本	898,079
資本金	80,000
資本剰余金	700,655
利益剰余金	117,424
その他の包括利益累計額	306
その他有価証券評価差額金	6,337
土地再評価差額金	2,522
退職給付に係る調整累計額	4,122
非支配株主持分	1,547
純資産合計	899,320
合計	5,319,697

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (平成28年4月1日から 平成28年12月31日まで)
営業収益	1,222,537
電気事業営業収益	1,199,402
その他事業営業収益	23,134
営業費用	1,129,789
電気事業営業費用	1,111,842
その他事業営業費用	17,946
営業利益	92,747
営業外収益	13,103
受取配当金	0
受取利息	466
固定資産売却益	3,819
持分法による投資利益	6,765
その他	2,051
営業外費用	45,931
支払利息	42,472
その他	3,458
四半期経常収益合計	1,235,640
四半期経常費用合計	1,175,721
経常利益	59,919
税金等調整前四半期純利益	59,919
法人税、住民税及び事業税	18,252
法人税等調整額	146
法人税等合計	18,106
四半期純利益	41,813
非支配株主に帰属する四半期純利益	65
親会社株主に帰属する四半期純利益	41,748

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(平成28年4月1日から
平成28年12月31日まで)

四半期純利益	41,813
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,256
退職給付に係る調整額	4,311
持分法適用会社に対する持分相当額	705
その他の包括利益合計	2,349
四半期包括利益	39,464
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	39,399
非支配株主に係る四半期包括利益	65

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

1. 偶発債務

保証債務

		当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
イ	関係会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	900,000百万円
ロ	関係会社が発行している社債に対する保証債務	34,263
ハ	従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	100,590
		うち、99,059百万円は当社以外にも連帯保証人がいる保証債務である。
計		1,034,853

（四半期連結損益計算書関係）

1. 季節的変動

当第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）

送配電に関する電気事業については、売上高において当社供給区域需要を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期は相対的に低水準となる特徴がある。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

		当第3四半期連結累計期間 (平成28年4月1日から 平成28年12月31日まで)
減価償却費		230,024百万円

（株主資本等関係）

当第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(千円) (注)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月31日 臨時株主総会	普通株式	3,952,535	39,525,352	平成28年3月31日	平成28年4月1日	資本剰余金

（注）1株当たり配当額については、基準日（平成28年3月31日）における発行済株式総数100株に基づき算出している。なお、配当財産の割当は、平成28年4月1日に東京電力ホールディングス株式会社との吸収分割に際し発行した新株を含めた46,600,100株に対して行っている。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略している。

（企業結合等関係）

1. 共通支配下の取引等

当社は、平成28年4月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力株式会社から商号変更）の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を会社分割の方法により承継し、商号を東京電力パワーグリッド株式会社に変更した。

(1)取引の概要

対象となった事業の名称及び当該事業の内容

一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業

企業結合日

平成28年4月1日

企業結合の法的形式

東京電力ホールディングス株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力株式会社から商号変更）を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割

結合後企業の名称

東京電力パワーグリッド株式会社

取引の目的を含む取引の概要

電力小売市場の全面自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ迅速に適応することを目的として、会社分割の方法により、本件事業を分割会社より承継した。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

（1株当たり情報）

	当第3四半期連結累計期間 （平成28年4月1日から 平成28年12月31日まで）
1株当たり四半期純利益	895円89銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	887円76銭

（注）1. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第3四半期連結累計期間 （平成28年4月1日から 平成28年12月31日まで）
親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	41,748
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	41,748
普通株式の期中平均株式数（千株）	46,600

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第3四半期連結累計期間 （平成28年4月1日から 平成28年12月31日まで）
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額（百万円）	379
（うち持分法適用関連会社の潜在株式による調整額（百万円））	（ 379 ）
普通株式増加数（千株）	-

（2）【その他】

該当事項なし。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

		当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		7,112
未収入金		1,720
流動資産合計		7,833
資産合計		7,833
負債の部		
流動負債		
未払法人税等		70
流動負債合計		70
負債合計		70
純資産の部		
株主資本		
資本金		5,000
資本剰余金		
資本準備金		5,000
資本剰余金合計		5,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,236
利益剰余金合計		2,236
株主資本合計		7,763
純資産合計		7,763
負債純資産合計		7,833

【損益計算書】

(単位：千円)

		当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
売上高		-
売上原価		-
売上総利益		-
販売費及び一般管理費		1,287
営業損失()		2,887
営業外収益		-
営業外費用		-
経常損失()		2,887
税引前当期純損失()		2,887
法人税、住民税及び事業税		650
当期純損失()		2,236

【株主資本等変動計算書】

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額							
新株の発行	5,000	5,000	5,000	-	-	10,000	10,000
当期純損失（ ）	-	-	-	2,236	2,236	2,236	2,236
当期変動額合計	5,000	5,000	5,000	2,236	2,236	7,763	7,763
当期末残高	5,000	5,000	5,000	2,236	2,236	7,763	7,763

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

当事業年度
（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失（ ）	2,887
小計	2,887
法人税等の支払額	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,887
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	7,112
現金及び現金同等物の期首残高	-
現金及び現金同等物の期末残高	7,112

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
 - (2) 東京電力株式会社（平成28年4月1日をもって「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更）を連結納税親法人とした連結納税制度を適用している。

（貸借対照表関係）

1. 関係会社に対する資産

	当事業年度 (平成28年3月31日)
未収入金	720千円

（損益計算書関係）

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
委託費	2,246千円
租税公課	560

販売費及び一般管理費のうち、一般管理費に関する費用の割合は100%である。
 また、関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれている。

営業取引による取引高	1,460千円
営業取引以外の取引による取引高	720千円

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1. 発行済株式に関する事項

種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	-	100	-	100
合計	-	100	-	100

（注） 普通株式の発行済株式の株式数の増加100株は、会社設立による新株の発行である。

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(千円) (注)	基準日	効力発生日
平成28年3月31日 臨時株主総会	普通株式	3,952,535	資本剰余金	39,525,352	平成28年3月31日	平成28年4月1日

（注） 1株当たり配当額については、基準日（平成28年3月31日）における発行済株式総数 100株に基づき算出している。なお、配当財産の割当は、平成28年4月1日に東京電力ホールディングス株式会社との吸収分割に際し発行した新株を含めた46,600,100株に対して行っている。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当事業年度
（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

現金及び預金勘定	7,112千円
現金及び現金同等物	7,112

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,112	7,112	-
(2) 未収入金	720	720	-

（注） 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

【関連情報】

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

売上高がないため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

売上高がないため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

【関連当事者情報】

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)3	科目	期末残高 (千円)
親会社	東京電力株式会社 (注)1	東京都千代田区	1,400,975	電気事業	被所有 直接100%	設立出資	設立出資	10,000	-	-
						ビジネスサポート等の委託	業務委託費の支払 (注)2	1,460	-	-
						連結納税	連結納税 個別帰属額	720	未収入金	720

(注)1. 東京電力株式会社は平成28年4月1日をもって東京電力ホールディングス株式会社に商号変更した。

2. 業務委託費は契約に基づいて決定している。

3. 取引金額には消費税等を含めていない。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
1株当たり純資産額	77,632円4銭
1株当たり当期純損失()	22,367円96銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
1株当たり当期純損失	
当期純損失()(千円)	2,236
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	2,236
普通株式の期中平均株式数(株)	100

（重要な後発事象）

1. 重要な会社分割

（1）取引の概要

平成28年4月1日付で、東京電力株式会社（平成28年4月1日をもって「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更）（以下「東京電力株式会社」）の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業が、会社分割の方法により当社へ承継された。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等に基づき、共通支配下の取引等として処理している。

（3）当社が承継する資産、負債の項目及び金額（平成28年4月1日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	4,903,793百万円	固定負債	364,911百万円
流動資産	374,235百万円	流動負債	179,482百万円
合計	5,278,028百万円	合計	544,393百万円

2. 社債の発行及び多額の資金の借入

平成28年3月4日に当社取締役は、東京電力株式会社のホールディングカンパニー制移行にともない、国内円建普通社債（一般担保付）の発行を行うこと、及び当社と東京電力株式会社との間において金銭準消費貸借契約の締結を行うことを決定した。その後、当社は平成28年3月31日までに関連契約を締結し、平成28年4月1日、国内円建普通社債（一般担保付）を発行し、金銭準消費貸借契約による借入を実行した。

国内円建普通社債（一般担保付）及び金銭準消費貸借契約の概要は、以下のとおりである。

(1)借財の内容	国内円建公募普通社債 （一般担保付）	国内円建私募普通社債 （一般担保付）(注)1	国内円建私募普通社債 （一般担保付）	金銭準消費貸借契約
(2)目的	東京電力株式会社の発行した国内円建公募普通社債（一般担保付）の元利金支払の確実性を維持するため	東京電力株式会社の発行した東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）の元利金支払の確実性を維持するため	東京電力株式会社の発行した金融機関向け国内円建私募普通社債（一般担保付・適格機関投資家限定）及び株式会社日本政策投資銀行からの一般担保付借入金の元利金支払の確実性を維持するため	東京電力株式会社の無担保借入金の一部の元利金支払の確実性を維持するため
(3)引受人または借入先	東京電力株式会社			
(4)発行額または借入額 （合計額）	2,182,000百万円	25,050百万円	1,178,733百万円	566,751百万円
(5)発行日または実施日	平成28年4月1日			
(6)償還日または返済期日	平成28年5月31日～平成52年5月28日	平成29年3月24日	平成28年4月28日～平成38年7月27日	平成28年4月28日～平成42年9月6日
(7)利率	1.155%～3.45%	1.19257%	0.66273%～3.75%	0.279%～3.46%
(8)払込方法	金銭の支払に代えて、当社に対する剰余金の配当請求権をもってこれに充てる。なお、剰余金の配当請求権は、平成28年3月開催の株主総会の決議によって発生。（注）2			
(9)担保	平成28年4月1日に施行される電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正後の電気事業法第27条の30第2項第1号に基づく一般担保			無担保

（注）1. 東京電力株式会社は東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）発行時にスイス・フラン/円の通貨スワップ契約を金融機関と締結している。これにより、東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）の元利金支払に必要な外貨は通貨スワップによって充足されるため、東京電力株式会社の実質的な債務負担は円貨で確定している。

2. 社債については発行価格は、額面100円につき金100円。

3. 東京電力株式会社の発行する社債及び無担保借入金への債務保証

平成28年3月31日に当社は、東京電力株式会社のホールディングカンパニー制移行にともない、東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）の元利金支払の確実性を維持するため、東京電力株式会社のために債務保証契約を締結、及び東京電力株式会社の無担保借入金等の一部の元利金支払の確実性を維持するため、東京電力株式会社のために債務保証契約を締結し、平成28年4月1日これを実行した。

債務保証の概要は、以下のとおりである。

(1) 保証対象債務	東京電力株式会社第17回スイス・フラン建普通社債（一般担保付）	東京電力株式会社の無担保借入金等
(2) 保証人	当社	
(3) 債務者	東京電力株式会社	
(4) 保証限度額	3億スイス・フラン	900,000百万円
(5) 実施日	平成28年4月1日	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

科目	金額（千円）	内容説明（千円）
現金及び預金	7,112	預金 7,112（内訳 普通預金 7,112）
未収入金	720	連結納税個別帰属額

(3) 【その他】

当社を吸収分割承継会社とする平成28年4月1日付けの吸収分割において吸収分割会社である東京電力ホールディングス株式会社（旧 東京電力株式会社）の最近2事業年度に係る財務諸表は以下のとおりである。なお、当社が承継した事業の過年度の状況につきその概要を示す参考情報として東京電力ホールディングス株式会社の最近2連結会計年度に係る連結財務諸表を併せて記載する。

東京電力ホールディングス株式会社の最近2事業年度に係る財務諸表及び最近2連結会計年度に係る連結財務諸表については、東京電力ホールディングス株式会社の平成28年6月29日付け有価証券報告書を引用しているため、当該財務諸表及び連結財務諸表の注記に記載されている「当社」及び「提出会社」は東京電力ホールディングス株式会社のことである。また、当該連結財務諸表は当該有価証券報告書の引用であることから、当該連結財務諸表の注記に記載されている〔事業系統図〕は記載しない。

経理の状況（東京電力ホールディングス株式会社の最近2事業年度に係る財務諸表）

1．財務諸表の作成について

当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表及び当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

財務諸表等

(1) 財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
固定資産	1, 6 11,607,019	1, 6 11,129,743
電気事業固定資産	7,221,027	6,922,901
水力発電設備	620,698	442,443
汽力発電設備	1,180,701	1,082,395
原子力発電設備	648,654	726,934
内燃力発電設備	7,850	7,305
新エネルギー等発電設備	12,181	18,632
送電設備	1,831,888	1,766,400
変電設備	719,669	699,710
配電設備	2,076,248	2,054,276
業務設備	122,063	119,758
貸付設備	1,070	5,045
附帯事業固定資産	38,065	36,698
事業外固定資産	1,442	1,630
固定資産仮勘定	714,570	783,116
建設仮勘定	712,701	780,521
除却仮勘定	1,869	2,595
核燃料	783,244	751,682
装荷核燃料	123,541	120,625
加工中等核燃料	659,703	631,056
投資その他の資産	2,848,668	2,633,713
長期投資	100,373	96,285
関係会社長期投資	646,937	644,110
使用済燃料再処理等積立金	961,910	894,547
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	926,079	755,861
長期前払費用	105,126	122,045
前払年金費用	109,486	122,392
貸倒引当金（貸方）	1,245	1,530
流動資産	2,120,590	2,059,871
現金及び預金	1,158,521	1,208,462
売掛金	513,804	461,341
諸未収入金	39,709	39,211
貯蔵品	202,663	172,354
前払金	2,631	3,675
前払費用	3,774	5,837
関係会社短期債権	27,100	14,918
雑流動資産	2 176,938	2 167,878
貸倒引当金（貸方）	4,552	13,807
合計	13,727,610	13,189,615

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	10,028,025	8,521,224
社債	2,734,463,009	2,729,913,815
長期借入金	2,725,578,712	2,718,951,192
長期未払債務	14,381	47,111
リース債務	660	551
関係会社長期債務	21,899	13,791
退職給付引当金	393,682	356,550
使用済燃料再処理等引当金	995,792	923,725
使用済燃料再処理等準備引当金	70,663	73,489
災害損失引当金	519,850	474,726
原子力損害賠償引当金	1,061,572	837,882
資産除去債務	734,259	761,653
雑固定負債	173,541	222,734
流動負債	2,035,947	2,861,783
1年以内に期限到来の固定負債	2,377,094	2,331,763
短期借入金	187,500	2,749,495
買掛金	290,510	230,838
未払金	116,911	117,281
未払費用	308,201	382,854
未払税金	4114,561	495,615
預り金	3,509	4,167
関係会社短期債務	207,572	177,665
諸前受金	24,678	24,724
雑流動負債	10,406	5,377
特別法上の引当金	5,692	6,103
原子力発電工事償却準備引当金	5,692	6,103
負債合計	12,069,664	11,389,110
株主資本	1,659,282	1,802,889
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,608	743,606
資本準備金	743,555	743,555
その他資本剰余金	52	50
利益剰余金	477,699	334,062
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	646,808	503,170
海外投資等損失準備金	369	298
特定災害防止準備金	111	131
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	1,723,289	1,579,601
自己株式	7,601	7,629
評価・換算差額等	1,337	2,385
その他有価証券評価差額金	1,337	2,385
純資産合計	1,657,945	1,800,504
合計	13,727,610	13,189,615

損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業収益	6,633,706	5,896,978
電気事業営業収益	6,497,627	5,791,368
電灯料	2,541,583	2,295,394
電力料	3,466,257	2,941,705
地帯間販売電力料	144,114	122,640
他社販売電力料	85,348	59,589
託送収益	72,440	98,612
事業者間精算収益	346	347
再エネ特措法交付金	129,483	214,630
電気事業雑収益	57,241	57,552
貸付設備収益	813	894
附帯事業営業収益	136,078	105,610
エネルギー設備サービス事業営業収益	2,475	2,956
不動産賃貸事業営業収益	7,210	7,378
ガス供給事業営業収益	121,988	90,670
その他附帯事業営業収益	4,404	4,605
営業費用	6,354,796	5,556,234
電気事業営業費用	6,233,725	5,469,764
水力発電費	75,598	79,210
汽力発電費	2,951,513	2,006,712
原子力発電費	548,661	606,312
内燃力発電費	15,190	10,472
新エネルギー等発電費	1,152	1,720
地帯間購入電力料	203,782	189,988
他社購入電力料	799,658	787,073
送電費	331,463	324,840
変電費	132,041	169,602
配電費	490,624	418,522
販売費	144,238	155,918
貸付設備費	721	749
一般管理費	202,320	226,450
再エネ特措法納付金	164,206	331,239
電源開発促進税	103,294	101,802
事業税	69,382	59,385
電力費振替勘定（貸方）	124	237
附帯事業営業費用	121,071	86,469
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,595	1,750
不動産賃貸事業営業費用	3,352	3,591
ガス供給事業営業費用	112,671	78,184
その他附帯事業営業費用	3,450	2,943
営業利益	278,910	340,744

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業外収益	1 43,771	1 102,211
財務収益	32,383	80,015
受取配当金	15,383	63,084
受取利息	17,000	16,931
事業外収益	11,387	22,195
固定資産売却益	-	3,986
雑収益	11,387	18,208
営業外費用	155,319	115,452
財務費用	99,047	87,260
支払利息	99,009	87,252
株式交付費	0	0
社債発行費	37	7
事業外費用	56,271	28,192
固定資産売却損	99	405
為替差損	35,604	-
雑損失	20,567	27,787
当期経常収益合計	6,677,477	5,999,190
当期経常費用合計	6,510,115	5,671,686
当期経常利益	167,362	327,503
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	511	411
原子力発電工事償却準備金引当	511	411
特別利益	883,655	760,819
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	2 868,535	2 699,767
固定資産売却益	3 15,120	-
退職給付制度改定益	-	61,051
特別損失	616,258	911,519
原子力損害賠償費	2 595,940	2 678,661
使用済燃料中間貯蔵関連損失	4 20,318	-
減損損失	-	5 232,857
税引前当期純利益	434,247	176,391
法人税、住民税及び事業税	7,233	32,754
法人税等合計	7,233	32,754
当期純利益	427,013	143,637

電気事業営業費用明細表

前事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

区分	水力 発電費 (百万円)	火力 発電費 (百万円)	原子力 発電費 (百万円)	内燃力 発電費 (百万円)	新エ ネルギー 等発電 費 (百万円)	地帯間 購入 電力料 (百万円)	他社 購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	327	-	327
給料手当	7,996	17,770	54,643	402	9	-	-	20,099	18,537	45,473	53,993	-	41,455	-	260,381
給料手当振替額(貸方)	59	80	49	1	-	-	-	458	420	76	89	-	368	-	1,603
建設費への振替額(貸方)	56	65	49	-	-	-	-	443	415	70	80	-	106	-	1,287
その他への振替額(貸方)	3	14	-	-	-	-	-	15	5	5	9	-	261	-	315
退職給与金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,270	-	27,270
厚生費	1,275	2,988	8,606	66	1	-	-	3,165	2,931	7,157	8,513	-	10,109	-	44,814
法定厚生費	1,133	2,471	7,496	57	1	-	-	2,797	2,596	6,339	7,469	-	6,316	-	36,679
一般厚生費	142	517	1,109	8	-	-	-	367	334	818	1,043	-	3,792	-	8,134
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,307	-	-	-	16,307
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,886	-	-	-	2,886
雑給	118	116	2,058	27	20	-	-	130	191	723	315	-	996	-	4,698
燃料費	-	2,647,144	-	3,836	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,650,980
石炭費	-	83,976	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83,976
燃料油費	-	232,187	-	3,836	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	236,023
ガス費	-	2,328,711	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,328,711
助燃費及び蒸気料	-	1,857	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,857
運炭費及び運搬費	-	412	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	412
使用済燃料再処理等費	-	-	47,318	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47,318
使用済燃料再処理等発電費	-	-	16,757	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,757
使用済燃料再処理等既発電費	-	-	30,560	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,560
使用済燃料再処理等準備費	-	-	2,717	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,717
使用済燃料再処理等発電準備費	-	-	2,717	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,717
廃棄物処理費	-	8,464	6,345	3	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,855
消耗品費	158	2,009	8,926	44	3	-	-	334	610	1,069	2,315	-	4,999	-	20,472
修繕費	9,830	70,041	49,264	1,375	167	-	-	23,702	14,275	205,005	-	261	4,356	-	378,280
水利使用料	4,013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,013
補償費	167	2,720	176	-	-	-	-	397	17	288	29	12	67	-	3,877
賃借料	433	5,395	7,039	2	1	-	-	38,076	11,304	38,212	-	10	31,737	-	132,214
託送料	-	-	-	-	-	-	-	19,594	-	-	-	-	-	-	19,594
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-	3,774	-	-	-	-	-	-	3,774
委託費	2,718	8,402	116,597	294	36	-	-	7,325	5,507	30,555	47,245	3	32,851	-	251,538
損害保険料	-	738	805	2	-	-	-	918	430	737	-	-	38	-	3,671
原賠・廃炉等支援機構負担金	-	-	116,740	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116,740
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	56,740	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,740
原賠・廃炉等支援機構特別負担金	-	-	60,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60,000
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,352	-	-	658	-	3,010
養成費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,357	-	2,357
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,589	-	14,589
諸費	455	2,002	10,376	35	4	-	-	937	264	2,128	6,626	-	17,054	-	39,886
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,087	-	-	-	2,087
諸税	9,091	19,075	14,837	779	193	-	-	21,666	12,135	30,173	1,654	27	4,289	-	113,924
固定資産税	9,082	18,352	12,895	779	180	-	-	21,507	11,303	30,153	-	24	2,295	-	106,574
雑税	8	722	1,941	-	13	-	-	159	831	19	1,654	3	1,994	-	7,349
減価償却費	36,050	161,201	75,614	975	573	-	-	152,611	58,423	110,327	-	405	9,401	-	605,586
普通償却費	35,574	158,110	75,614	975	573	-	-	152,611	58,423	110,253	-	405	9,401	-	601,945
特別償却費	-	16	-	-	-	-	-	-	-	73	-	-	-	-	90
試運転償却費	476	3,074	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,551
固定資産除却費	2,598	2,396	5,470	7,345	98	-	-	38,374	7,832	18,825	-	-	1,376	-	84,319
除却損	1,931	1,034	3,543	6,361	5	-	-	4,285	4,715	3,614	-	-	948	-	26,440
除却費用	667	1,362	1,926	983	93	-	-	34,088	3,117	15,211	-	-	428	-	57,878
原子力発電施設解体費	-	-	21,141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,141
共有設備費等分担額	761	1,193	30	-	-	-	-	811	-	21	-	-	-	-	2,818
共有設備費等分担額(貸方)	12	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	200,999	-	-	-	-	-	-	-	-	200,999
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	2,560	-	-	-	-	-	-	-	-	2,560
融通使用済燃料再処理等準備費	-	-	-	-	-	223	-	-	-	-	-	-	-	-	223
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	799,182	-	-	-	-	-	-	-	799,182
新エネルギー等電源費	-	-	-	-	-	-	209,385	-	-	-	-	-	-	-	209,385
その他の電源費	-	-	-	-	-	-	589,796	-	-	-	-	-	-	-	589,796
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	521	-	-	-	-	-	-	-	521
卸使用済燃料再処理等準備費	-	-	-	-	-	-	45	-	-	-	-	-	-	-	45
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	671	-	671
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	577	-	641
再工ネ特措法納付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	164,206	164,206
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103,294	103,294
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69,382	69,382
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	124	124
合計	75,598	2,951,513	548,661	15,190	1,152	203,782	799,658	331,463	132,041	490,624	144,238	721	202,320	336,758	6,233,725

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額23,983百万円が含まれている。
2. 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額46,207百万円が含まれている。
3. 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額2,717百万円が含まれている。
4. 「補償費」の 印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち同法第7条第1項に規定する賠償措置額68,926百万円及びその受入補償金 68,926百万円が含まれている。
5. 「特別償却費」は、「被災代替資産等」について、租税特別措置法上の償却限度額を計上している。

電気事業営業費用明細表

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

区分	水力 発電費 (百万円)	火力 発電費 (百万円)	原子力 発電費 (百万円)	内火力 発電費 (百万円)	新エネ ルギー 等発電 費 (百万円)	地帯間 購入 電力料 (百万円)	他社 購入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	434	-	434
給料手当	8,018	17,866	55,429	405	10	-	-	19,722	17,947	45,469	53,174	-	40,265	-	258,308
給料手当振替額(貸方)	51	134	33	2	1	-	-	366	446	60	165	-	318	-	1,578
建設費への振替額(貸方)	49	84	33	1	1	-	-	362	444	52	139	-	93	-	1,263
その他への振替額(貸方)	1	49	-	-	-	-	-	3	1	8	25	-	224	-	315
退職給与金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,326	-	43,326
厚生費	1,171	2,839	9,191	62	1	-	-	3,036	2,734	6,904	8,027	-	9,853	-	43,822
法定厚生費	1,039	2,364	7,341	55	1	-	-	2,690	2,448	6,138	7,077	-	6,045	-	35,203
一般厚生費	131	474	1,849	6	-	-	-	345	286	765	950	-	3,808	-	8,618
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,273	-	-	-	16,273
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,632	-	-	-	2,632
雑給	101	145	3,493	54	32	-	-	87	142	618	311	-	1,116	-	6,106
燃料費	-	1,612,657	-	2,775	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,615,433
石炭費	-	84,979	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84,979
燃料油費	-	144,404	-	2,775	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	147,180
ガス費	-	1,381,369	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,381,369
助燃費及び蒸気料	-	1,481	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,481
運炭費及び運搬費	-	422	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	422
使用済燃料再処理等費	-	-	36,724	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,724
使用済燃料再処理等 発電費	-	-	6,163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,163
使用済燃料再処理等 既発電費	-	-	30,560	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,560
使用済燃料再処理等準 備費	-	-	2,826	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,826
使用済燃料再処理等 発電準備費	-	-	2,826	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,826
廃棄物処理費	-	14,421	7,213	2	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,675
消耗品費	157	2,075	8,986	42	4	-	-	430	521	1,016	2,845	-	3,104	-	19,183
修繕費	13,707	78,862	73,856	1,442	155	-	-	27,482	44,224	145,700	-	165	4,372	-	389,969
水利使用料	3,953	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,953
補償費	384	2,285	130	-	-	-	-	418	16	268	21	6	28	-	3,560
賃借料	433	4,865	6,844	2	6	-	-	38,268	12,414	33,439	-	10	31,725	-	128,011
託送料	-	-	-	-	-	-	-	20,905	-	-	-	-	-	-	20,905
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-	5,857	-	-	-	-	-	-	5,857
委託費	4,071	11,253	133,504	314	59	-	-	21,436	14,756	21,914	57,869	10	38,023	-	303,214
損害保険料	-	771	798	2	-	-	-	901	421	726	-	-	33	-	3,655
原子力損害賠償資金補 助法負担金	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
原賠・廃炉等支援機構 負担金	-	-	126,740	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126,740
原賠・廃炉等支援機 構一般負担金	-	-	56,740	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,740
原賠・廃炉等支援機 構特別負担金	-	-	70,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70,000
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,172	-	1,437	-	4,610
養成費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,229	-	3,229
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,112	-	18,112
諸費	360	63,449	10,506	45	48	-	-	1,145	270	2,607	6,679	-	19,443	-	104,555
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,729	-	-	-	3,729
諸税	9,125	20,004	16,806	178	176	-	-	21,323	11,881	29,595	1,346	10	4,034	-	114,484
固定資産税	9,117	19,263	12,895	178	163	-	-	21,156	11,121	29,575	-	9	2,245	-	105,727
雑税	8	740	3,911	-	13	-	-	167	759	20	1,346	-	1,788	-	8,756
減価償却費	34,507	169,132	78,171	1,547	1,179	-	-	148,095	54,861	107,030	-	545	8,703	-	603,775
普通償却費	34,507	147,852	78,171	1,547	1,070	-	-	148,095	54,861	107,029	-	545	8,703	-	582,383
特別償却費	-	15,083	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	15,085
試運転償却費	-	6,196	-	-	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,306
固定資産除却費	2,520	5,385	12,144	3,597	9	-	-	15,219	9,853	23,269	-	-	1,441	-	73,442
除却損	702	3,737	4,577	20	7	-	-	5,021	5,195	5,518	-	-	731	-	25,513
除却費用	1,817	1,647	7,567	3,577	1	-	-	10,198	4,658	17,751	-	-	709	-	47,929
原子力発電施設解体費	-	-	22,914	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,914
共有設備費等分担額 (貸方)	758	914	41	-	-	-	-	874	-	21	-	-	-	-	2,612
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	187,064	-	-	-	-	-	-	-	-	187,064
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	2,691	-	-	-	-	-	-	-	-	2,691
融通使用済燃料再処理 等準備費	-	-	-	-	-	232	-	-	-	-	-	-	-	-	232
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	786,403	-	-	-	-	-	-	-	786,403
新エネルギー等電源 費	-	-	-	-	-	-	308,205	-	-	-	-	-	-	-	308,205
その他の電源費	-	-	-	-	-	-	478,197	-	-	-	-	-	-	-	478,197
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	526	-	-	-	-	-	-	-	526
卸使用済燃料再処理等 準備費	-	-	-	-	-	-	143	-	-	-	-	-	-	-	143
建設分担関連費振替額 (貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,334	-	1,334
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	-	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	583	-	657
再エネ特措法納付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	331,239	331,239
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101,802	101,802
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59,385	59,385
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	237	237
合計	79,210	2,006,712	606,312	10,472	1,720	189,988	787,073	324,840	169,602	418,522	155,918	749	226,450	492,189	5,469,764

- (注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額40,114百万円が含まれている。
2. 「使用済燃料再処理等費」には、使用済燃料再処理等引当金の繰入額36,661百万円が含まれている。
3. 「使用済燃料再処理等準備費」には、使用済燃料再処理等準備引当金の繰入額2,826百万円が含まれている。
4. 「補償費」の印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金342,714百万円及びその受入除染求償関連資金交付金 342,714百万円が含まれている。
5. 「特別償却費」は、「エネルギー環境負荷低減推進設備等」及び「被災代替資産等」について、租税特別措置法上の償却限度額を計上している。

株主資本等変動計算書

前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	60	169,108	359	94	1,076,000	2,150,276
当期変動額								
海外投資等損失準備金の積立	-	-	-	-	10	-	-	10
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	-	16	-	16
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	427,013
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	7	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	7	-	10	16	-	426,987
当期末残高	1,400,975	743,555	52	169,108	369	111	1,076,000	1,723,289

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	7,589	1,232,289	2,276	1,230,012
当期変動額				
海外投資等損失準備金の積立	-	-	-	-
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	427,013	-	427,013
自己株式の取得	21	21	-	21
自己株式の処分	9	1	-	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	938	938
当期変動額合計	12	426,993	938	427,932
当期末残高	7,601	1,659,282	1,337	1,657,945

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	52	169,108	369	111	1,076,000	1,723,289
当期変動額								
海外投資等損失準備金の積立	-	-	-	-	3	-	-	3
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-	73	-	-	73
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	-	20	-	20
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	143,637
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	2	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	2	-	70	20	-	143,687
当期末残高	1,400,975	743,555	50	169,108	298	131	1,076,000	1,579,601

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	7,601	1,659,282	1,337	1,657,945
当期変動額				
海外投資等損失準備金の積立	-	-	-	-
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	143,637	-	143,637
自己株式の取得	31	31	-	31
自己株式の処分	3	0	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	1,048	1,048
当期変動額合計	28	143,607	1,048	142,559
当期末残高	7,629	1,802,889	2,385	1,800,504

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

（2）関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

3．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度（平成17年度）以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、8．原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

5．繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

（3）使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率0.6%（前事業年度は1.5%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当事業年度末の未認識数理計算上の差異（464,269百万円（前事業年度は345,611百万円））については、翌事業年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

（4）使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、福島第一原子力発電所の廃止時の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

(5) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。現 東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ 以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成27年6月12日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

- ・災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	24,078百万円	15,040百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	495,772	459,686
うち 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	370,128	337,413
福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,232	5,441
福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	117,504	116,017
火力発電所の復旧等に要する費用または損失	2,610	541
その他	296	271
計	519,850	474,726

- ・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(6) 原子力損害賠償引当金

前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

平成27年3月31日、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。平成27年1月1日より一部適用）が公布され、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金については、資金援助の申請時に未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上せず、同未収金相当額を原子力損害賠償引当金の見積額から控除する旨の改正が行われた。

これにより、平成27年3月26日に機構法の規定に基づく資金援助の申請を実施している除染費用等に対応する資金交付金の未収金相当額278,908百万円については原子力損害賠償引当金に計上していない。なお、この変更は会計規則の定めにより遡及適用は行わない。また、この変更による、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はないが、当事業年度末時点の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金は、それぞれ278,908百万円減少している。

当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金769,724百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

(7) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- ロ ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 電気事業に係る外貨建支払予定額の一部
- ハ ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額
- ニ ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

8. 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度に区分掲記していた為替差損益（「為替差損」35,604百万円）は、当事業年度においては金額的重要性が低いと見做され、「雑収益」に「為替差益」7,737百万円を含めて記載している。

（追加情報）

- ・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産
原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、285,849百万円（前事業年度は198,843百万円）である。
- ・共通支配下の取引等

（1）取引の概要

当社は、平成28年4月1日付けで、当社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル&パワー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）へ承継させ、ホールディングカンパニー制へ移行するとともに、商号を東京電力ホールディングス株式会社に変更した。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

（平成28年4月1日現在）

東京電力フュエル&パワー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,441,116百万円	固定負債	74,020百万円
流動資産	207,738百万円	流動負債	181,493百万円
合計	1,648,854百万円	合計	255,513百万円

東京電力パワーグリッド株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	4,903,793百万円	固定負債	364,911百万円
流動資産	374,235百万円	流動負債	179,482百万円
合計	5,278,028百万円	合計	544,393百万円

東京電力エナジーパートナー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	81,656百万円	固定負債	47,291百万円
流動資産	554,102百万円	流動負債	173,896百万円
合計	635,758百万円	合計	221,187百万円

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額（累計）

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
電気事業固定資産	374,352百万円	387,596百万円
水力発電設備	10,057	10,242
汽力発電設備	53,907	53,851
原子力発電設備	7,382	9,381
内燃力発電設備	85	85
新エネルギー等発電設備	4,946	4,946
送電設備	173,560	179,314
変電設備	49,518	49,835
配電設備	53,656	58,571
業務設備	20,846	20,978
貸付設備	389	388
附帯事業固定資産	399	392
事業外固定資産	749	773
計	375,501	388,762

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	3,901,109百万円	3,480,693百万円
うち内債	3,875,987	3,455,609
外債	25,122	25,084
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	753,269	913,269

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

3. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
社債	438,100百万円	566,878百万円
長期借入金	309,059	722,470
長期未払債務	2,206	19,553
リース債務	211	144
雑固定負債	22,517	22,715

4. 未払税金の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法人税、地方法人税及び住民税	9,891百万円	20,047百万円
電源開発促進税	8,783	8,859
事業税	36,129	25,547
消費税等	57,786	39,176
その他	1,970	1,984

5. 偶発債務

(1) 保証債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	130,796百万円	109,557百万円
森ヶ崎エナジーサービス(株)	61	44
東京ティモール・シー・リソーシズ (米)社	552	-
テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社	3,071	1,919
トウキョウ・エレクトリック・パ ワー・カンパニー・インターナシヨナ ル・パイトン 社	1,723	-
リサイクル燃料貯蔵(株)	5,004	3,735
ティームエナジー社	8,252	7,483
エスケージェット・ユー社	949	778
ロ 日本原燃(株)が発行している社債に対す る保証債務	8,226	2,742
ハ アイティーエム・オーアンドエム社の アラビアン・パワー社との運転保守契約 の履行に対する保証債務	720	675
ニ ティーム・スアル社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務	1,802	1,689
ホ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務	1,297	1,216
ヘ トウキョウ・エレクトリック・パ ワー・カンパニー・インターナシヨナ ル・パイトン 社の金融機関との金利ス ワップ契約の履行に対する保証債務	1,759	-
ト アイピーエム・オペレーション・アン ド・メンテナンス・インドネシア社のパ イトン・エナジー社との運転保守契約の 履行に対する保証債務	803	753
チ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務	191,022	174,924
計	356,043	305,520

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前事業年度（平成27年3月31日）及び当事業年度（平成28年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

6. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
エネルギー設備サービス事業		
専用固定資産	3,015百万円	2,177百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	16	-
計	3,032	2,177
不動産賃貸事業		
専用固定資産	32,291百万円	32,052百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	3,694	3,566
計	35,986	35,618
ガス供給事業		
専用固定資産	2,380百万円	2,124百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	5,374	5,148
計	7,755	7,273

7. 財務制限条項

前事業年度（平成27年3月31日）

当社の社債（1,255,887百万円）及び長期借入金（321,764百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度（平成28年3月31日）

当社の社債（1,073,615百万円）、長期借入金（21,764百万円）、1年以内に期限到来の固定負債（499,994百万円）及び短期借入金（279,995百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

(損益計算書関係)

1. 関係会社に係る受取配当金

前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
11,613百万円	54,105百万円

2. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額6,146,320百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)等に基づく当社の国に対する賠償債務(平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という)に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という)の規定に基づく資金援助の申請額(以下「資金交付金」という)278,908百万円を控除した金額5,678,485百万円と前事業年度の見積額との差額595,940百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という)は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成27年3月26日に同日時点での要賠償額の見通し額6,125,214百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金278,908百万円を控除した金額5,657,379百万円と、平成25年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額4,788,844百万円との差額868,535百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(平成23年8月5日)等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額7,658,513百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第148号)の規定による補償金(以下「補償金」という)の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)等に基づく当社の国に対する賠償債務(平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という)に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という)の規定に基づく資金援助の申請額(以下「資金交付金」という)1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と前事業年度の見積額との差額678,661百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という)は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から

必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年3月18日に同日時点での要賠償額の見通し額7,658,513百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当事業年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と、平成27年3月26日申請時の金額との差額699,767百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

3. 固定資産売却益の内容

	前事業年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
土地	15,091百万円	- 百万円
その他	28	-
計	15,120	-

4. 使用済燃料中間貯蔵関連損失の内容

前事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

原子力発電所から発生する使用済燃料の中間貯蔵契約に関連し、貯蔵容器のうちの一部について、調達を取り止めることを決定したことに伴う損失を計上している。

5. 減損損失の内容

当事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産

ホールディングカンパニー制移行後の事業運営体制や電力取引契約などに基づき、以下のとおりグルーピングを区分している。

会社分割によるホールディングカンパニー制移行後の区分	電気事業(固定資産)の種類	グルーピングの区分
東京電力ホールディングス株式会社 (分割会社)	原子力・水力・新エネルギー発電事業	発電所または発電種別単位
	上記を除く電気事業	主として社内カンパニー単位
東京電力フュエル&パワー株式会社 (承継会社)	燃料・火力発電事業	主として発電所の号機単位
東京電力パワーグリッド株式会社 (承継会社)	一般送配電事業	電気事業固定資産一括
東京電力エナジーパートナー株式会社 (承継会社)	小売電気事業	電気事業固定資産一括

ロ 附帯事業に使用している固定資産

原則として事業ごと、地点ごとに1つの資産グループとしている。

ハ イ及びロ以外の固定資産

原則として個別の資産ごととしている。

(追加情報)

・資産のグルーピングの見直し

資産のグルーピングの方法のうち、イ 電気事業に使用している固定資産については、これまで発電から販売までのすべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、原則として全体を1つの資産グループとしてきた。

しかし、電力システム改革によるライセンス制の導入に合わせたホールディングカンパニー制への移行に伴い、燃料・火力発電事業、一般送配電事業、小売電気事業が各承継会社に承継となるなど、従来の事業構造に変化が生じること、また、これを踏まえた事業計画の見直しにより、電力取引契約が締結されるなど、キャッシュ・フローの生成単位が変更となることから、当事業年度からグルーピングを見直した。これにより、従来の方法に比べ、税引前当期純利益は232,470百万円減少している。

なお、ロ 附帯事業に使用している固定資産及び、ハ イ及びロ以外の固定資産のグルーピングについては変更はない。

(2) 減損損失の金額、認識した資産または資産グループ

イ 電気事業に使用している固定資産 232,470百万円

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
水力発電事業固定資産 1	群馬県、長野県	土地、建物、構築物、機械装置他	187,629
火力発電事業固定資産 2	東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、福島県	土地、建物、構築物、機械装置他	44,841

- 1 平成28年4月から長期計画停止となる安曇水力発電所4・6号機、矢木沢水力発電所2号機、並びに神流川水力発電所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上した。このうち、神流川水力発電所の減損損失は以下の通り。

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
神流川水力発電所	群馬県多野郡上野村、 長野県南佐久郡南相木村	土地、建物、構築物、機械装置他	186,871

- 2 平成28年4月から長期計画停止となる五井火力発電所1～6号機、横浜火力発電所5・6号機、大井火力発電所1～3号機、広野火力発電所1号機、既に長期計画停止となっている横須賀火力発電所、鹿島火力発電所1～4号機、並びに一部の火力発電所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上した。

ロ 附帯事業に使用している固定資産	10百万円
ハ イ及びロ以外の固定資産	376百万円
合計	232,857百万円

(3) 減損損失の認識に至った経緯

事業計画に基づく今後の運転計画や電力取引契約の締結状況等により、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上した。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社資本コストに基づいた割引率により算定している。正味売却価額は、売却見込額等合理的な見積りにより算定しているが、売却等が困難な場合は零円としている。

（有価証券関係）

子会社及び関連会社株式

前事業年度（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	12,307	84,278	71,971
合計	12,307	84,278	71,971

当事業年度（平成28年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	12,307	93,200	80,892
合計	12,307	93,200	80,892

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
子会社株式	174,653	176,593
関連会社株式	365,653	364,706

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成27年3月31日）	当事業年度 （平成28年3月31日）
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	306,263百万円	236,478百万円
減価償却費損金算入限度超過額	104,910	171,199
災害損失引当金	149,976	132,923
資産除去債務	131,524	130,633
退職給付引当金	113,577	99,834
送電線路に係る地役権償却額	50,280	53,570
その他	315,723	273,663
繰延税金資産 小計	1,172,257	1,098,302
評価性引当額	855,774	832,086
繰延税金資産 合計	316,483	266,215
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	267,173	213,455
その他	49,309	52,760
繰延税金負債 合計	316,483	266,215
繰延税金資産 純額	-	-

（注） 前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めて表示していた「送電線路に係る地役権償却額」は、金額的重要性が高いため区分掲記し、区分掲記していた「繰越欠損金」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っている。

この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」259,669百万円、「繰越欠損金」106,334百万円は、「送電線路に係る地役権償却額」50,280百万円、「その他」315,723百万円として組み替えている。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	30.8%	28.9%
(調整)		
評価性引当額増減	27.5	0.9
永久に益金に算入されない項目	0.8	10.0
その他	0.7	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.7	18.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の28.9%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については28.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.0%となる。この税率変更による財務諸表への影響はない。

附属明細表

(その1) 固定資産期中増減明細表

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

区 分 科 目	期首残高				期中増減額						期末残高				期末残高のうち 土地の 帳簿原価 (再掲) (百万円)	摘要
	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)	帳簿 原価 増加額 (百万円)	工事費 負担金 等 増加額 (百万円)	減価償 却累計 額 増加額 (百万円)	帳簿 原価 減少額 (百万円)	工事費 負担金 等 減少額 (百万円)	減価償 却累計 額 減少額 (百万円)	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)		
電気事業 固定資産	30,470,735	374,352	22,875,355	7,221,027	573,843	14,914	612,974	504,172 (208,151)	1,670	258,421	30,540,406	387,596	23,229,908	6,922,901	651,228	(注)
水力 発電設備	1,838,937	10,057	1,208,180	620,698	20,893	185	34,900	167,605 (163,309)	-	3,542	1,692,224	10,242	1,239,539	442,443	10,690	(注)
火力 発電設備	6,260,844	53,907	5,026,234	1,180,701	110,888	-	160,721	106,576 (44,489)	55	58,046	6,265,156	53,851	5,128,909	1,082,395	196,041	(注)
原子力 発電設備	5,311,106	7,382	4,655,069	648,654	164,521	2,001	79,136	25,984	2	20,877	5,449,643	9,381	4,713,328	726,934	22,894	(注)
内燃力 発電設備	42,183	85	34,247	7,850	1,381	-	1,548	1,121 (351)	-	742	42,444	85	35,053	7,305	1,192	(注)
新エネルギー 等 発電設備	22,581	4,946	5,452	12,181	7,642	-	1,184	90	-	82	30,133	4,946	6,554	18,632	8,745	
送電設備	7,518,705	173,560	5,513,256	1,831,888	96,109	6,986	148,435	61,262	1,233	53,853	7,553,552	179,314	5,607,838	1,766,400	172,677	
変電設備	3,400,517	49,518	2,631,329	719,669	42,066	412	55,034	60,957	95	54,283	3,381,627	49,835	2,632,080	699,710	182,563	
配電設備	5,615,562	53,656	3,485,656	2,076,248	103,281	5,143	108,597	64,080	228	52,339	5,654,762	58,571	3,541,914	2,054,276	3,098	
業務設備	449,244	20,846	306,334	122,063	8,555	185	8,888	16,490	53	14,651	441,309	20,978	300,572	119,758	50,227	
貸付設備	11,051	389	9,592	1,070	18,503	-	14,528	3	-	2	29,551	388	24,118	5,045	3,098	
附帯事業 固定資産	97,192	399	58,727	38,065	2,212	-	3,043	2,016 (10)	6	1,473	97,389	392	60,297	36,698	12,224	(注)
事業外 固定資産	14,074	749	11,882	1,442	1,240	30	866	897 (100)	6	735	14,417	773	12,013	1,630	1,587	(注)
固定資産 仮勘定	714,570	-	-	714,570	687,613	-	9,418	609,648 (24,596)	-	-	792,535	-	9,418	783,116	-	(注)
建設 仮勘定	712,701	-	-	712,701	656,892	-	9,418	579,652 (24,596)	-	-	789,940	-	9,418	780,521	-	(注)
除却 仮勘定	1,869	-	-	1,869	30,721	-	-	29,995	-	-	2,595	-	-	2,595	-	
区 分 科 目	期首残高 (百万円)				期中増減額						期末残高 (百万円)				摘要	
					増加額 (百万円)		減少額 (百万円)									
核燃料	783,244				19,831		51,394				751,682					
装荷 核燃料	123,541				-		2,915				120,625					
加工中等 核燃料	659,703				19,831		48,478				631,056					
長期前払 費用	105,126				73,662		56,743				122,045					

(注) 1 「工事費負担金等増加額」には、法人税法第45条による工事費負担金、法人税法第47条による保険金等、租税特別措置法第64条による収用補償金等の圧縮額が含まれている。

2 原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価（再掲）：65,233百万円。

3 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額である。

(その2) 固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
ダム使用权	3,601	-	-	2,683	917	
水利権	12,590	-	2,722 (2,722)	8,915	952	(注)
商標権	6	66	-	8	64	
電気ガス供給施設使用权	30,104	413	48	22,116	8,352	
水道施設使用权	1,587	5	2	648	942	
工業用水道施設使用权	11,547	-	3	9,795	1,748	
電気通信施設使用权	214	55	1	32	236	
電圧変更補償費	43	-	16	12	13	
諸施設使用权	114,147	5,271	12,030	63,061	44,325	
電話加入権	339	-	-	-	339	
地上権	18,650	68	1	-	18,717	
地役権	270,499	643	654	191,136	79,352 (79,214)	(注)
土地賃借権	8,358	5	8	-	8,355	
排出クレジット	-	15	15	-	-	
合計	471,690	6,545	15,505	298,411	164,319	

(注) 1 「取得価額」の「期中減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

2 「期末残高」欄の()内は内書きで、減価償却対象分の残高である。

(その3) 減価償却費等明細表

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電	建物	1,805,659	34,615	1,453,610	352,049	80.5	
	水力発電設備	67,426	913	55,880	11,546	82.9	
	火力発電設備	374,817	8,963	307,836	66,980	82.1	
	原子力発電設備	621,833	11,177	526,030	95,803	84.6	
	内燃力発電設備	8,685	159	6,668	2,017	76.8	
	新エネルギー等発電設備	231	5	172	59	74.5	
	送電設備	46,185	964	34,013	12,171	73.6	
	変電設備	394,734	6,693	303,825	90,908	77.0	
	配電設備	17,522	284	13,964	3,558	79.7	
	業務設備	271,146	5,366	202,992	68,153	74.9	
	その他の設備	3,075	87	2,225	849	72.4	
	構築物	12,875,736	244,006	9,208,763	3,666,972	71.5	
	気	水力発電設備	930,653	18,275	607,080	323,573	65.2
		火力発電設備	546,030	10,552	392,946	153,084	72.0
		原子力発電設備	327,915	8,453	192,748	135,167	58.8
		新エネルギー等発電設備	1,379	17	1,254	124	91.0
		送電設備	6,277,375	107,861	4,893,131	1,384,244	77.9
		配電設備	4,792,049	98,837	3,121,406	1,670,643	65.1
		その他の設備	331	8	196	134	59.3
		機械装置	14,188,847	278,779	12,134,443	2,054,403	85.5
		事	水力発電設備	658,020	14,566	562,502	95,517
火力発電設備			5,069,412	139,255	4,396,971	672,440	86.7
原子力発電設備	4,306,217		50,619	3,937,117	369,099	91.4	
内燃力発電設備	32,474		1,387	28,343	4,131	87.3	
新エネルギー等発電設備	14,761		1,156	5,113	9,648	34.6	
送電設備	500,414		15,234	411,606	88,808	82.3	
変電設備	2,751,546		47,738	2,316,453	435,092	84.2	
配電設備	751,111		6,083	383,413	367,697	51.0	
業務設備	82,323		2,289	71,315	11,008	86.6	
その他の設備	22,565		448	21,607	957	95.8	
業	備品	165,118	8,266	127,547	37,570	77.2	
	水力発電設備	2,558	34	2,450	108	95.8	
	火力発電設備	14,472	271	13,758	713	95.1	
	原子力発電設備	78,835	5,261	49,743	29,092	63.1	
	内燃力発電設備	44	-	41	2	93.9	
	新エネルギー等発電設備	15	-	14	1	91.5	
	送電設備	6,480	110	6,121	359	94.5	
	変電設備	13,260	464	11,756	1,503	88.7	
	配電設備	20,034	1,107	17,588	2,446	87.8	
	業務設備	29,323	1,014	25,985	3,337	88.6	
資	リース資産	16,391	2,647	7,288	9,102	44.5	
	火力発電設備	10	1	3	6	34.5	
	原子力発電設備	15,734	2,551	7,038	8,695	44.7	
	送電設備	3	-	2	-	73.9	
	変電設備	-	-	-	-	96.7	
	配電設備	78	19	55	22	71.1	
	業務設備	564	74	187	376	33.3	
	計	29,051,752	568,316	22,931,653	6,120,099	78.9	
	固	ダム使用権	3,601	68	2,683	917	74.5
		水利権	9,868	629	8,915	952	90.3
商標権		73	2	8	64	11.9	
電気ガス供給施設利用権		30,462	2,002	22,111	8,350	72.6	
水道施設利用権		1,589	107	647	942	40.7	
工業用水道施設利用権		11,543	762	9,795	1,748	84.9	
電気通信施設利用権		268	12	32	236	12.1	
電圧変更補償費		26	3	12	13	48.5	
諸施設利用権		107,387	5,834	63,061	44,325	58.7	
地役権		270,194	17,468	190,986	79,208	70.7	
計	435,015	26,891	298,254	136,761	68.6		
産	合計	29,486,768	595,208	23,229,908	6,256,860	78.8	
	附帯事業固定資産	84,901	2,531	60,297	24,603	71.0	
事業外固定資産	12,366	40	12,013	353	97.1		

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には次の非償却資産は含まれてはいない。

電気事業固定資産 土地 572,983百万円、水源かん養林 315百万円、電話加入権 339百万円、
地上権 18,714百万円、地役権 137百万円、土地賃借権 8,317百万円

附帯事業固定資産 土地 12,061百万円、土地賃借権 33百万円

事業外固定資産 土地 1,268百万円、地上権 3百万円、土地賃借権 4百万円

(その4) 長期投資及び短期投資明細表

平成28年3月31日現在

長期 有価 証券	その他	株	銘柄	株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
				バンパシフィックエネルギー(株)	47,031,830	4,842	4,842	
				富士石油(株)	6,839,920	3,414	2,120	
				鹿島石油(株)	3,180,000	1,590	1,590	
				(株)日本製鋼所	3,714,000	5,864	1,318	
				(株)東京臨海ホールディングス	20,640	1,076	1,076	
				海外ウラン資源開発(株)	1,642,874	821	821	
				東京国際空港ターミナル(株)	126	630	630	
				みなとみらい二十一熱供給(株)	11,700	585	585	
				関西国際空港(株)	11,660	583	583	
				小名浜石油(株)	12,500	558	558	
				ほか114銘柄	6,003,202	7,148	5,075	
		計	68,468,452	27,114	19,200			
長期 有価 証券	諸 有 価 証券	種類及び銘柄		取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要		
			金銭信託	10,587	10,143			
			出資金	668	505			
			出資証券	3,342	3,342			
			日本原子力研究開発機構	3,342	3,342			
			その他	-	-			
			計	14,598	13,991			
長期 有価 証券	その 他の 長期 投資	種類		金額(百万円)		摘要		
			出資金	2,464		うち、東北電力(株)建設分担金 26,079百万円		
			長期貸付金	1,260				
			社内貸付金	874				
			雑口	58,494				
			計	63,093				
	合計	96,285						

(その5) 引当金明細表

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	5,798	15,231	5,620	71	15,337
退職給付引当金	393,682	32,107	69,239		356,550
使用済燃料再処理等引当金	995,792	36,661	108,727	-	923,725
使用済燃料再処理等準備引当金	70,663	2,826	-	-	73,489
災害損失引当金	519,850	2,896	47,805	215	474,726
原子力損害賠償引当金	1,061,572	678,661	902,351	-	837,882
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第35条)	5,692	411	-	-	6,103

(注) 「貸倒引当金」及び「災害損失引当金」の期中減少額・その他は、洗替による差額の取崩しである。

(2) 主な資産及び負債の内容
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) その他
該当事項なし。

(参考)

経理の状況（東京電力ホールディングス株式会社の最近2連結会計年度に係る連結財務諸表）

1．連結財務諸表の作成について

当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の連結財務諸表及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
固定資産	1, 2 11,799,025	1, 2 11,321,208
電気事業固定資産	7,167,106	6,870,556
水力発電設備	619,404	441,666
汽力発電設備	1,178,894	1,080,724
原子力発電設備	644,958	722,445
送電設備	1,825,179	1,760,121
変電設備	716,116	696,101
配電設備	2,039,927	2,019,249
その他の電気事業固定資産	142,627	150,248
その他の固定資産	4 253,282	4 221,731
固定資産仮勘定	767,142	838,467
建設仮勘定及び除却仮勘定	767,142	838,467
核燃料	782,906	751,384
装荷核燃料	123,390	120,473
加工中等核燃料	659,515	630,911
投資その他の資産	2,828,588	2,639,068
長期投資	4 141,439	4 135,940
使用済燃料再処理等積立金	961,910	894,547
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	926,079	755,861
退職給付に係る資産	121,232	117,375
その他	5 679,197	5 736,881
貸倒引当金（貸方）	1,271	1,538
流動資産	2,413,652	2,338,560
現金及び預金	4 1,394,289	4 1,423,672
受取手形及び売掛金	546,983	488,109
たな卸資産	3, 4 224,706	3 194,453
その他	4 252,621	4 246,315
貸倒引当金（貸方）	4,947	13,990
合計	14,212,677	13,659,769

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	10,117,776	8,601,015
社債	4,734,463,009	4,729,913,815
長期借入金	4,726,014,399	4,719,048,889
使用済燃料再処理等引当金	995,792	923,725
使用済燃料再処理等準備引当金	70,663	73,489
災害損失引当金	521,016	475,892
原子力損害賠償引当金	1,061,572	837,882
退職給付に係る負債	428,390	382,788
資産除去債務	741,190	770,992
その他	234,702	317,539
流動負債	1,987,028	2,834,511
1年以内に期限到来の固定負債	4786,194	4,713,339,598
短期借入金	189,572	7493,237
支払手形及び買掛金	312,910	241,640
未払税金	123,638	102,481
その他	574,713	657,554
特別法上の引当金	5,692	6,103
原子力発電工事償却準備引当金	5,692	6,103
負債合計	12,110,497	11,441,630
株主資本	2,052,759	2,196,473
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,608	743,125
利益剰余金	83,431	60,803
自己株式	8,393	8,430
その他の包括利益累計額	20,193	198
その他有価証券評価差額金	6,703	3,618
繰延ヘッジ損益	15,724	14,668
土地再評価差額金	83,038	82,510
為替換算調整勘定	30,287	20,768
退職給付に係る調整累計額	1,965	7,406
非支配株主持分	29,227	21,864
純資産合計	2,102,180	2,218,139
合計	14,212,677	13,659,769

連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業収益	6,802,464	6,069,928
電気事業営業収益	6,497,627	5,791,368
その他事業営業収益	304,836	278,560
営業費用	1, 2, 3 6,485,929	1, 2, 3 5,697,696
電気事業営業費用	6,224,813	5,463,460
その他事業営業費用	261,116	234,236
営業利益	316,534	372,231
営業外収益	48,985	71,154
受取配当金	3,112	5,802
受取利息	18,181	18,555
持分法による投資利益	15,112	22,945
為替差益	-	7,698
その他	12,578	16,151
営業外費用	157,504	117,447
支払利息	99,089	87,035
為替差損	35,074	-
その他	2 23,341	2 30,412
当期経常収益合計	6,851,449	6,141,082
当期経常費用合計	6,643,434	5,815,143
当期経常利益	208,015	325,938
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	511	411
原子力発電工事償却準備金引当	511	411
特別利益	887,777	773,073
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	4 868,535	4 699,767
固定資産売却益	5 19,242	-
退職給付制度改定益	-	61,091
持分変動利益	-	12,214
特別損失	616,258	911,993
原子力損害賠償費	2, 4 595,940	2, 4 678,661
使用済燃料中間貯蔵関連損失	6 20,318	-
減損損失	-	7 233,331
税金等調整前当期純利益	479,022	186,607
法人税、住民税及び事業税	24,351	46,042
法人税等調整額	221	1,725
法人税等合計	24,129	44,317
当期純利益	454,892	142,290
非支配株主に帰属する当期純利益	3,339	1,506
親会社株主に帰属する当期純利益	451,552	140,783

連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当期純利益	454,892	142,290
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	942	1,482
繰延ヘッジ損益	126	64
為替換算調整勘定	22,027	4,416
退職給付に係る調整額	40,233	7,814
持分法適用会社に対する持分相当額	11,924	7,145
その他の包括利益合計	1 75,253	1 20,795
包括利益	530,145	121,494
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	523,837	120,043
非支配株主に係る包括利益	6,308	1,451

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	743,616	534,085	8,381	1,602,124
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	986	-	986
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,400,975	743,616	535,071	8,381	1,601,138
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	451,552	-	451,552
自己株式の取得	-	-	-	21	21
自己株式の処分	-	7	-	9	1
土地再評価差額金の取崩	-	-	87	-	87
その他	-	-	-	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	7	451,640	12	451,620
当期末残高	1,400,975	743,608	83,431	8,393	2,052,759

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,995	13,356	3,295	1,448	39,795	52,003	27,287	1,577,408
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	986
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,995	13,356	3,295	1,448	39,795	52,003	27,287	1,576,422
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	451,552
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	21
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	1
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	87
その他	-	-	-	-	-	-	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,708	2,368	256	28,838	41,761	72,196	1,940	74,137
当期変動額合計	3,708	2,368	256	28,838	41,761	72,196	1,940	525,758
当期末残高	6,703	15,724	3,038	30,287	1,965	20,193	29,227	2,102,180

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	743,608	83,431	8,393	2,052,759
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	3,799	-	3,799
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,400,975	743,608	79,632	8,393	2,056,558
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	140,783	-	140,783
自己株式の取得	-	-	-	31	31
自己株式の処分	-	2	-	3	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	480	-	-	480
土地再評価差額金の取崩	-	-	347	-	347
その他	-	-	-	8	8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	483	140,435	36	139,915
当期末残高	1,400,975	743,125	60,803	8,430	2,196,473

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,703	15,724	3,038	30,287	1,965	20,193	29,227	2,102,180
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	3,799
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,703	15,724	3,038	30,287	1,965	20,193	29,227	2,105,979
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	140,783
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	31
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	480
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	347
その他	-	-	-	-	-	-	-	8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,084	1,056	528	9,519	9,372	20,391	7,363	27,755
当期変動額合計	3,084	1,056	528	9,519	9,372	20,391	7,363	112,159
当期末残高	3,618	14,668	2,510	20,768	7,406	198	21,864	2,218,139

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	479,022	186,607
減価償却費	624,248	621,953
使用済燃料中間貯蔵関連損失	20,318	-
減損損失	-	233,331
原子力発電施設解体費	21,141	22,914
固定資産除却損	27,737	26,031
使用済燃料再処理等引当金の増減額（は減少）	58,688	72,066
使用済燃料再処理等準備引当金の増減額（は減少）	2,717	2,826
災害損失引当金の増減額（は減少）	8,786	6,160
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	19,360	45,219
受取利息及び受取配当金	21,294	24,358
支払利息	99,089	87,035
持分法による投資損益（は益）	15,112	22,945
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	868,535	699,767
原子力損害賠償費	595,940	678,661
固定資産売却益	19,242	-
持分変動損益（は益）	-	12,214
使用済燃料再処理等積立金の増減額（は増加）	55,005	67,363
売上債権の増減額（は増加）	18,464	58,216
仕入債務の増減額（は減少）	32,960	61,000
その他	223,486	227,550
小計	1,103,838	1,268,758
利息及び配当金の受取額	31,435	23,859
利息の支払額	101,971	90,109
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払額	83,135	56,533
原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額	1,044,300	1,212,700
原子力損害賠償補償契約に基づく補償金の受取額	68,926	-
原子力損害賠償金の支払額	1,178,563	1,250,440
法人税等の支払額	11,899	30,725
営業活動によるキャッシュ・フロー	872,930	1,077,508

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	567,470	645,935
固定資産の売却による収入	22,841	7,256
工事負担金等受入による収入	14,451	11,430
投融資による支出	49,371	22,794
投融資の回収による収入	55,639	20,960
定期預金の預入による支出	331,742	161,824
定期預金の払戻による収入	332,356	169,331
その他	640	674
投資活動によるキャッシュ・フロー	523,935	620,900
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	99,647	17,714
社債の償還による支出	446,400	438,100
長期借入れによる収入	40,820	38,950
長期借入金の返済による支出	490,571	319,757
短期借入れによる収入	282,727	998,051
短期借入金の返済による支出	103,677	682,056
その他	8,569	9,103
財務活動によるキャッシュ・フロー	626,023	394,300
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,458	827
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	271,570	61,480
現金及び現金同等物の期首残高	1,564,047	1,292,477
連結の範囲の変更による現金及び現金同等物の減少額	-	14,047
現金及び現金同等物の期末残高	1,129,477	1,339,910

注記事項

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 41社（前連結会計年度は47社）

連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の[事業系統図]」に記載している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 17社（前連結会計年度は16社）

主な持分法適用関連会社は、(株)関電工、日本原子力発電(株)他である。

(株)JERAについては、中部電力(株)との共同出資による共同支配企業として設立したことにより、持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社（日本原子力防護システム(株)、原燃輸送(株)他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソース社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソースズ(米)社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソースズ(豪)社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン社の8社（前連結会計年度も8社）であり、いずれも12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資（その他有価証券）

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

この方法は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、会計処理変更年度（平成17年度）以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数（36年）とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(8)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 使用済燃料再処理等引当金

核燃料の燃焼に応じて発生する使用済燃料（具体的な再処理計画を有しない使用済燃料を除く）に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率0.6%（前連結会計年度は1.5%））を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した当該使用済燃料の再処理等に要する費用の見積額のうち、平成17年度の引当計上基準変更に伴い生じた差異は電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条の規定により、平成17年度より15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成31年度まで每期均等額30,560百万円を計上する。また、電気事業会計規則取扱要領第81に基づき、当連結会計年度末の未認識数理計算上の差異（464,269百万円（前連結会計年度は345,611百万円））については、翌連結会計年度から再処理の具体的な計画を有する使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上する。

八 使用済燃料再処理等準備引当金

具体的な再処理計画を有しない使用済燃料に対して、その再処理等に要する費用に充てるため、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上する方法によっている。

なお、福島第一原子力発電所の廃止時の装荷核燃料に係る処理費用を含んでいる。

二 災害損失引当金

新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用または損失の計上方法等については以下のとおりである。

a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成23年12月21日。現 東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ 以下「中長期ロードマップ」という）が策定された（平成27年6月12日最終改訂）。これらに係る費用または損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用または損失のうち、工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難であるものについては、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、使用済燃料再処理等準備引当金の計上基準に準じた見積額を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は使用済燃料再処理等準備引当金に含めて表示している。

c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失

被災した福島第二原子力発電所の今後の取扱いについては未定であるものの、原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失は、新潟県中越沖地震により被災した柏崎刈羽原子力発電所の復旧等に要する費用または損失と同程度と判断し、これに基づく見積額を計上している。

d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失

被災した火力発電所の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

（追加情報）

・災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	24,078百万円	15,040百万円
東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	496,938	460,851
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失	370,128	337,413
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用または損失のうち加工中等核燃料の処理費用	5,232	5,441
c 福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要する費用または損失	117,504	116,017
d 火力発電所の復旧等に要する費用または損失	2,610	541
e その他	1,462	1,437
計	521,016	475,892

・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り

原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが、その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って、中長期ロードマップに係る費用または損失については、燃料取り出しに係る費用も含め、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

ホ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

平成27年3月31日、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（経済産業省令。平成27年1月1日より一部適用）が公布され、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金については、資金援助の申請時に未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上せず、同未収金相当額を原子力損害賠償引当金の見積額から控除する旨の改正が行われた。

これにより、平成27年3月26日に機構法の規定に基づく資金援助の申請を実施している除染費用等に対応する資金交付金の未収金相当額278,908百万円については原子力損害賠償引当金に計上していない。なお、この変更は会計規則の定めにより遡及適用は行わない。また、この変更による、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はないが、当連結会計年度末時点の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金は、それぞれ278,908百万円減少している。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金の受入額及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）を控除した金額を原子力損害賠償引当金に計上している。これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

（追加情報）

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、除染費用等に対応する資金交付金に係る未収金769,724百万円については、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金には計上しておらず、同未収金相当額は原子力損害賠償引当金に計上していない。

ヘ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電気事業法第35条の規定により、「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に基づき計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部
- b ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 外貨建支払予定額の一部
- c ヘッジ手段 通貨スワップ
ヘッジ対象 外貨建社債の元利金支払額
- d ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金（予定取引を含む）の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料購入価格変動、為替変動及び金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップ、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、主として5年間で均等償却している。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(8) 原子力発電施設解体費の計上方法

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。また、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

（追加情報）

- ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っている。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載している。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微である。

（追加情報）

- ・原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産
原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、285,849百万円（前連結会計年度は198,843百万円）である。

・共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

当社は、平成28年4月1日付けで、当社の燃料・火力発電事業（燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を除く）、一般送配電事業及び小売電気事業等を会社分割の方法により東京電力フュエル&パワー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社から商号変更）、東京電力パワーグリッド株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）及び東京電力エナジーパートナー株式会社（平成28年4月1日付けで東京電力小売電気事業分割準備株式会社から商号変更）へ承継させ、ホールディングカンパニー制へ移行するとともに、商号を東京電力ホールディングス株式会社に変更した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

なお、分割、承継された資産、負債の金額は以下のとおりである。

（平成28年4月1日現在）

東京電力フュエル&パワー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,441,116百万円	固定負債	74,020百万円
流動資産	207,738百万円	流動負債	181,493百万円
合計	1,648,854百万円	合計	255,513百万円

東京電力パワーグリッド株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	4,903,793百万円	固定負債	364,911百万円
流動資産	374,235百万円	流動負債	179,482百万円
合計	5,278,028百万円	合計	544,393百万円

東京電力エナジーパートナー株式会社へ分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	81,656百万円	固定負債	47,291百万円
流動資産	554,102百万円	流動負債	173,896百万円
合計	635,758百万円	合計	221,187百万円

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額(累計)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	385,810百万円	397,957百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	22,913,578百万円	23,202,504百万円

3. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
商品及び製品	4,436百万円	2,677百万円
仕掛品	15,036	17,886
原材料及び貯蔵品	205,233	173,889

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び(株)日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	3,901,109百万円	3,480,693百万円
うち内債	3,875,987	3,455,609
外債	25,122	25,084
(株)日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	753,269	913,269

(2) 「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年6月17日 法律第147号)に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産		
その他	120,000百万円	120,000百万円

(3) 一部の連結子会社が金融機関からの借入金等の担保に供している資産並びに担保付債務担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
固定資産		
その他の固定資産	15,871百万円	4,494百万円
投資その他の資産		
長期投資	376	520
流動資産		
現金及び預金	11,176	3
たな卸資産	405	-
計	27,830	5,018

上記のうち、その他の固定資産4,494百万円(前連結会計年度4,737百万円)は、工場財団抵当に供している。

上記資産を担保としている債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
固定負債		
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む。）	10,543百万円	205百万円
上記のうち205百万円（前連結会計年度249百万円）は、工場財団抵当に係るものである。		

(4) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	60,126百万円	57,163百万円
なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。		

5. 関連会社に対する資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
株式	567,172百万円	610,363百万円

6. 偶発債務

(1) 保証債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃㈱	130,796百万円	109,557百万円
ティームエナジー社	8,252	7,483
エスケージェット・ユー社	949	778
ロ 日本原燃㈱が発行している社債に対する保証債務	8,226	2,742
ハ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	720	675
ニ メコン・エナジー社のベトナム電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	94	94
ホ ティーム・スアル社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,802	1,689
ヘ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務	1,297	1,216
ト トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトン 社の金融機関との金利スワップ契約の履行に対する保証債務	1,759	-
チ アイピーエム・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務	803	753
リ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	193,621	177,209
計	348,322	302,199

(2) 原子力損害の賠償に係る偶発債務

前連結会計年度（平成27年3月31日）及び当連結会計年度（平成28年3月31日）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については、当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが、中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。そのうち、廃棄物の処理及び除染等の措置等に要する費用として当社に請求または求償される額については、一部を除き、現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、賠償額を合理的に見積ることができないことなどから、計上していない。

7. 財務制限条項

前連結会計年度（平成27年3月31日）

当社の社債（1,255,887百万円）及び長期借入金（321,764百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

当社の社債（1,073,615百万円）、長期借入金（21,764百万円）、1年以内に期限到来の固定負債（499,994百万円）及び短期借入金（279,995百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

8. 土地再評価差額金

前連結会計年度（平成27年3月31日）及び当連結会計年度（平成28年3月31日）

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後5,463,460百万円、相殺消去額 6,304百万円（前連結会計年度は相殺消去後6,224,813百万円、相殺消去額 8,911百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、382,369百万円（前連結会計年度346,558百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
給料手当	94,990百万円	92,956百万円
退職給与金	27,270	43,326
委託費	80,097	95,892

2. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
使用済燃料再処理等引当金	46,207百万円	36,661百万円
使用済燃料再処理等準備引当金	2,717	2,826
災害損失引当金	9,480	2,896
原子力損害賠償引当金	595,940	678,661

3. 研究開発費の総額

前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
16,654百万円	20,327百万円

4. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額6,146,320百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）278,908百万円を控除した金額5,678,485百万円と前連結会計年度の見積額との差額595,940百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成27年3月26日に同日時点での要賠償額の見通し額6,125,214百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金278,908百万円を控除した金額5,657,379百万円と、平成25年12月27日に損害賠償の履行に充てるための資金として申請した金額4,788,844百万円との差額868,535百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日）等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額7,658,513百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）等に基づく当社の国に対する賠償債務（平成27年1月1日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と前連結会計年度の見積額との差額678,661百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方、こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は、機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

当社が計上する原子力損害賠償費は、被害を受けられた皆さまとの合意が大前提となるものの、当社からお支払いする額として提示させていただく額の見積額であり、当社が迅速かつ適切な賠償を実施するためには、機構から必要な資金援助を受ける必要がある。そのため、当社は機構に対し、機構法第43条第1項の規定に基づき、資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており、平成28年3月18日に同日時点での要賠償額の見通し額7,658,513百万円への資金援助の額の変更を申請したことから、当連結会計年度において、同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金1,112,439百万円を控除した金額6,357,146百万円と、平成27年3月26日申請時の金額との差額699,767百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、資金援助を受けるにあたっては、機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

5. 固定資産売却益の内容

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
土地	16,609百万円	- 百万円
建物	2,241	-
その他	391	-
計	19,242	-

6. 使用済燃料中間貯蔵関連損失

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

原子力発電所から発生する使用済燃料の中間貯蔵契約に関連し、貯蔵容器のうちの一部について、調達を取り止めることを決定したことに伴う損失を計上している。

7. 減損損失

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産

ホールディングカンパニー制移行後の事業運営体制や電力取引契約などに基づき、以下のとおりグルーピングを区分している。

会社分割によるホールディングカンパニー制移行後の区分	電気事業（固定資産）の種類	グルーピングの区分
東京電力ホールディングス株式会社 （分割会社）	原子力・水力・新エネルギー発電事業	発電所または発電種別単位
	上記を除く電気事業	主として社内カンパニー単位
東京電力フュエル＆パワー株式会社 （承継会社）	燃料・火力発電事業	主として発電所の号機単位
東京電力パワーグリッド株式会社 （承継会社）	一般送配電事業	電気事業固定資産一括
東京電力エナジーパートナー株式会社 （承継会社）	小売電気事業	電気事業固定資産一括

ロ 附帯事業に使用している固定資産

原則として事業ごと、地点ごとに1つの資産グループとしている。

ハ イ及びロ以外の固定資産

原則として個別の資産ごととしている。

（追加情報）

・資産のグルーピングの見直し

資産のグルーピングの方法のうち、イ 電気事業に使用している固定資産については、これまで発電から販売までのすべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、原則として全体を1つの資産グループとしてきた。

しかし、電力システム改革によるライセンス制の導入に合わせたホールディングカンパニー制への移行に伴い、燃料・火力発電事業、一般送配電事業、小売電気事業が各承継会社に承継となるなど、従来の事業構造に変化が生じること、また、これを踏まえた事業計画の見直しにより、電力取引契約が締結されるなど、キャッシュ・フローの生成単位が変更となることから、当連結会計年度からグルーピングを見直した。これにより、従来の方法に比べ、税金等調整前当期純利益は232,470百万円減少している。

なお、ロ 附帯事業に使用している固定資産及び、ハ イ及びロ以外の固定資産のグルーピングについての変更はない。

(2)減損損失の金額、認識した資産または資産グループ

イ 電気事業に使用している固定資産 232,470百万円

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
水力発電事業固定資産 1	群馬県、長野県	土地、建物、構築物、機械装置他	187,629
火力発電事業固定資産 2	東京都、神奈川県、千葉県、 茨城県、福島県	土地、建物、構築物、機械装置他	44,841

- 1 平成28年4月から長期計画停止となる安曇水力発電所4・6号機、矢木沢水力発電所2号機、並びに神流川水力発電所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上した。このうち、神流川水力発電所の減損損失は以下の通り。

資産	場所	種類	減損損失 (百万円)
神流川水力発電所	群馬県多野郡上野村、 長野県南佐久郡南相木村	土地、建物、構築物、機械装置他	186,871

- 2 平成28年4月から長期計画停止となる五井火力発電所1～6号機、横浜火力発電所5・6号機、大井火力発電所1～3号機、広野火力発電所1号機、既に長期計画停止となっている横須賀火力発電所、鹿島火力発電所1～4号機、並びに一部の火力発電所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上した。

ロ 附帯事業に使用している固定資産	10百万円
ハ イ及びロ以外の固定資産	850百万円
合計	233,331百万円

(3)減損損失の認識に至った経緯

事業計画に基づく今後の運転計画や電力取引契約の締結状況等により、投資の回収が困難であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上した。

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社資本コストに基づいた割引率により算定している。正味売却価額は、売却見込額等合理的な見積りにより算定しているが、売却等が困難な場合は零円としている。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	973百万円	1,053百万円
組替調整額	30	3
税効果調整前	943	1,056
税効果額	0	426
その他有価証券評価差額金	942	1,482
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	11	64
組替調整額	137	-
税効果調整前	126	64
税効果額	-	-
繰延ヘッジ損益	126	64
為替換算調整勘定：		
当期発生額	22,027	4,416
組替調整額	-	-
税効果調整前	22,027	4,416
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	22,027	4,416
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	26,010	19,163
組替調整額	14,356	11,247
税効果調整前	40,367	7,916
税効果額	134	102
退職給付に係る調整額	40,233	7,814
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	6,915	11,847
組替調整額	5,008	4,701
持分法適用会社に対する持分相当額	11,924	7,145
その他の包括利益合計	75,253	20,795

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	-	-	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	-	-	1,600,000
B種優先株式	340,000	-	-	340,000
合計	3,547,017	-	-	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,596	51	3	4,643
合計	4,596	51	3	4,643

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加51千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少3千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	-	-	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	-	-	1,600,000
B種優先株式	340,000	-	-	340,000
合計	3,547,017	-	-	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,643	59	1	4,701
合計	4,643	59	1	4,701

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加59千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少1千株は、単元未満株式の買増請求による売渡しである。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
現金及び預金勘定	1,394,289百万円	1,423,672百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	101,811	83,762
現金及び現金同等物	1,292,477	1,339,910

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	1,827	662
1年超	1,017	1,076
合計	2,845	1,738

(2) 貸主側

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	330	33
1年超	470	47
合計	800	81

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故の発生に伴う格付の低下等により、資金調達力が低下しているものの、金融機関からの借入及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

使用済燃料再処理等積立金は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金(連結貸借対照表計上額755,861百万円)は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。また、外貨建社債については、為替変動リスクに晒されており、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、外貨建社債の為替変動リスクのヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（（注2）参照。）

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (1) (百万円)	時価 (1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (2)	4,833	4,833	-
(2) 使用済燃料再処理等積立金	961,910	961,910	-
(3) 現金及び預金	1,394,289	1,394,289	-
(4) 受取手形及び売掛金	546,983	546,983	-
(5) 社債 (3)	(3,901,109)	(3,927,491)	26,382
(6) 長期借入金 (3)	(2,922,594)	(2,919,519)	3,075
(7) 短期借入金	(189,572)	(189,572)	-
(8) 支払手形及び買掛金	(312,910)	(312,910)	-
(9) デリバティブ取引 (4)	(68)	(68)	-

(1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(2) 連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(3) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (1) (百万円)	時価 (1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (2)	3,635	3,635	-
(2) 使用済燃料再処理等積立金	894,547	894,547	-
(3) 現金及び預金	1,423,672	1,423,672	-
(4) 受取手形及び売掛金	488,109	488,109	-
(5) 社債 (3)	(3,480,693)	(3,572,169)	91,476
(6) 長期借入金 (3)	(2,632,921)	(2,662,749)	29,828
(7) 短期借入金	(493,237)	(493,237)	-
(8) 支払手形及び買掛金	(241,640)	(241,640)	-
(9) デリバティブ取引 (4)	(4)	(4)	-

(1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(2) 連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

(3) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年5月20日 法律第48号）に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

(3) 現金及び預金、並びに(4) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

当社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるもののうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。ただし、為替予約等の振当処理の対象とされている社債（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、円貨建固定利付社債とみて、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(7) 短期借入金並びに(8) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	31,676	33,058
その他	11,976	13,992
合計	43,652	47,050

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	-	83	-	-
社債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
使用済燃料再処理等積立金(1)	103,787	-	-	-
現金及び預金(2)	1,394,289	-	-	-
受取手形及び売掛金	546,983	-	-	-
合計	2,045,059	83	-	-

(1) 使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額(858,123百万円)については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

(2) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	-	83	-	-
社債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
使用済燃料再処理等積立金（ 1 ）	108,677	-	-	-
現金及び預金（ 2 ）	1,423,672	-	-	-
受取手形及び売掛金	488,109	-	-	-
合計	2,020,460	83	-	-

（ 1 ）使用済燃料再処理等積立金のうち、1年を超えて取戻される予定の金額（785,869百万円）については、契約上の要請及び開示により不利益が生じることになる可能性があるため非開示としている。

（ 2 ）現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

（注4）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	438,100	566,916	1,299,811	730,472	380,560	485,250
長期借入金	321,155	729,940	229,281	411,614	483,211	747,391
短期借入金	189,572	-	-	-	-	-
合計	948,827	1,296,856	1,529,092	1,142,086	863,771	1,232,641

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	566,878	1,299,811	730,472	380,560	227,722	275,250
長期借入金	728,031	227,342	410,125	482,154	561,198	224,068
短期借入金	493,237	-	-	-	-	-
合計	1,788,147	1,527,153	1,140,597	862,714	788,920	499,318

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	117	73	44
債券			
国債・地方債等	83	79	3
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	103	100	3
小計	304	252	51
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	4,529	5,881	1,351
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小計	4,529	5,881	1,351
合計	4,833	6,134	1,300

当連結会計年度（平成28年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	111	72	39
債券			
国債・地方債等	83	79	3
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小計	195	152	43
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	3,439	5,833	2,393
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小計	3,439	5,833	2,393
合計	3,635	5,986	2,350

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取スイスフラン	社債	25,050	25,050	()	-
合計			25,050	25,050	-	

() 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引 支払円・受取スイスフラン	社債	25,050	-	()	-
合計			25,050	-	-	

() 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,097	360	68	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	42,670	32,060	()	-
合計			45,767	32,420	68	

() 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	360	-	4	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	32,060	31,620	()	-
合計			32,420	31,620	4	

() 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
退職給付債務の期首残高	931,683百万円	901,090百万円
会計方針の変更による累積的影響額	1,288	-
会計方針の変更を反映した期首残高	930,395	901,090
勤務費用	29,846	28,108
利息費用	9,334	9,025
数理計算上の差異の発生額	3,086	9,230
過去勤務費用の発生額	34	61,846
退職給付の支払額	63,726	48,609
その他(注2)	1,706	558
退職給付債務の期末残高	901,090	836,440

(注) 1. 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

2. 確定拠出年金制度への移行に伴う減少等である。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
年金資産の期首残高	562,788百万円	593,931百万円
期待運用収益	13,778	14,573
数理計算上の差異の発生額	36,082	21,160
事業主からの拠出額	6,643	6,236
退職給付の支払額	24,512	23,130
その他(注2)	849	575
年金資産の期末残高	593,931	571,027

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。

2. 従業員拠出による増加及び確定拠出年金制度への移行に伴う減少等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	474,202百万円	456,624百万円
年金資産	593,931	571,027
	119,729	114,403
非積立型制度の退職給付債務	426,887	379,816
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	307,158	265,412
退職給付に係る負債	428,390	382,788
退職給付に係る資産	121,232	117,375
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	307,158	265,412

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
勤務費用(注1、2)	29,195百万円	27,427百万円
利息費用	9,334	9,025
期待運用収益	13,778	14,573
数理計算上の差異の費用処理額	1,363	21,807
過去勤務費用の費用処理額	90	61,179
その他(注3)	374	25
確定給付制度に係る退職給付費用	26,397	17,468

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 従業員拠出額を控除している。

3. 早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
過去勤務費用	147百万円	666百万円
数理計算上の差異	40,514	8,583
合 計	40,367	7,916

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	54百万円	721百万円
未認識数理計算上の差異	1,702	6,880
合 計	1,757	6,159

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
生保一般勘定	43%	49%
株式	32	19
債券	22	26
その他	3	6
合 計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	主として1.0%	主として1.0%
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として6.7%	主として6.2%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度4,450百万円、当連結会計年度4,390百万円である。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
原子力損害賠償引当金	306,263百万円	236,478百万円
減価償却費損金算入限度超過額	106,546	174,052
災害損失引当金	150,353	133,280
資産除去債務	132,874	132,575
退職給付に係る負債	123,559	109,299
送電線路に係る地役権償却額	50,280	53,570
その他	333,945	292,196
繰延税金資産 小計	1,203,822	1,131,454
評価性引当額	873,729	852,780
繰延税金資産 合計	330,093	278,674
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	267,173	213,455
その他	60,243	61,461
繰延税金負債 合計	327,417	274,916
繰延税金資産 純額	2,675	3,757

(注) 前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めて表示していた「送電線路に係る地役権償却額」は、金額的重要性が高いため区分掲記し、区分掲記していた「繰延欠損金」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産の「その他」272,620百万円、「繰延欠損金」111,605百万円は、「送電線路に係る地役権償却額」50,280百万円、「その他」333,945百万円として組み替えている。

前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
固定資産		
- 投資その他の資産 - その他	10,219百万円	9,275百万円
流動資産 - その他	709	757
固定負債 - その他	8,177	6,266
流動負債 - その他	75	9

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	30.8%	28.9%
(調整)		
持分法による投資損益	1.0	3.5
評価性引当額増減	25.3	2.0
持分変動利益	-	1.9
その他	0.6	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0	23.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の28.9%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については28.2%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.0%となる。この税率変更による連結財務諸表への影響は軽微である。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日 法律第166号）に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
期首残高	714,434百万円	741,336百万円
期中変動額	26,902	29,865
期末残高	741,336	771,202

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の執行役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討する対象となっているものである。

当社は、今後予定される電力システム改革に対応し、各事業部門がコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組むことで、競争力を高めていくことを目的に、平成25年4月1日より社内カンパニー制を導入した。社内カンパニー制では、「フュエル&パワー・カンパニー」「パワーグリッド・カンパニー」「カスタマーサービス・カンパニー」の3つのカンパニーを設置するとともに、3カンパニー以外の組織は、コーポレートとして、グループとしての総合力発揮を目指している。また、平成28年4月1日からのホールディングカンパニー制への移行に対応するため、カンパニーを主体とする経営管理体制の下、電力小売市場の全面自由化後の新たな事業環境に柔軟かつ適切に対応していくための事業・業務管理を行っている。

この体制の下、報告セグメントは、「フュエル&パワー」「パワーグリッド」「カスタマーサービス」「コーポレート」の4つとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[カスタマーサービス]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

[コーポレート]

経営サポート、各カンパニーへの共通サービスの効率的な提供、水力発電による電力の販売、原子力発電等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、原則として原価をベースに設定された社内取引価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート			
売上高							
外部顧客への売上高	110,590	120,810	6,523,501	47,562	6,802,464	-	6,802,464
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,347,837	1,387,969	207,760	390,223	5,333,790	5,333,790	-
計	3,458,427	1,508,780	6,731,261	437,786	12,136,255	5,333,790	6,802,464
セグメント利益又は損失()	373,760	95,625	350,859	504,567	315,678	856	316,534
セグメント資産	1,862,650	5,024,974	553,017	6,843,714	14,284,357	71,679	14,212,677
その他の項目							
減価償却費	168,063	323,172	2,760	130,888	624,884	636	624,248
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注3)	84,651	200,964	1,117	300,960	587,693	1,735	585,958

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額856百万円には、セグメント間取引消去854百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額 71,679百万円には、セグメント間取引消去 70,953百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額 636百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 1,735百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	フュエル & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート			
売上高							
外部顧客への売上高	57,526	181,334	5,776,718	54,349	6,069,928	-	6,069,928
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,394,663	1,504,114	173,476	691,021	4,763,275	4,763,275	-
計	2,452,189	1,685,448	5,950,195	745,370	10,833,203	4,763,275	6,069,928
セグメント利益又は損失（ ）	333,944	146,127	106,418	214,735	371,754	476	372,231
セグメント資産	1,728,966	5,083,210	556,795	6,339,951	13,708,923	49,153	13,659,769
その他の項目							
減価償却費	176,684	320,020	2,821	122,936	622,462	508	621,953
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注3)	121,032	214,049	976	329,700	665,759	23	665,735

(注) 1. セグメント利益又は損失（ ）の調整額476百万円は、セグメント間取引消去である。

セグメント資産の調整額 49,153百万円には、セグメント間取引消去 48,410百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額 508百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 23百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの変更)

当連結会計年度より、電力システム改革に向けた体制整備のための組織改編に伴い、これまで「パワーグリッド」に区分してきた水力・新エネルギー発電事業を「コーポレート」に移行し、あわせて関係会社のセグメントも変更するなど、報告セグメントの整理方法を変更している。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示している。

(社内取引価格の変更)

セグメント間の内部売上高又は振替高は、原則として原価をベースに設定された社内取引価格に基づいている。

当社は、平成27年7月31日の「託送供給等約款」の認可申請（同年12月18日認可）に伴い、平成28年4月1日から託送料金原価を見直している。これによる影響を早期に報告セグメントの売上高及び利益又は損失に反映し、平成28年4月1日からのホールディングカンパニー制に対応した経営管理をよりの確に実施していくため、当連結会計年度の期首から社内取引価格を変更している。

これに伴い、従来の方と比べて、当連結会計年度のセグメント利益が、それぞれ「フュエル&パワー」で20,191百万円増加、「パワーグリッド」で49,536百万円減少、「カスタマーサービス」で6,004百万円増加し、セグメント損失が、「コーポレート」で23,339百万円減少している。

関連情報

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	燃料 & パワー	パワー グリッド	カスタマー サービス	コーポ レート	全社・消去	合計
減損損失	44,878	387	219	187,846	-	233,331

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

関連当事者情報

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附随する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ	1,044,300	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	926,079

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構との取引は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及びこれらに附随する業務	(被所有) 直接 50.1%	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく資金援助の受入れ及び負担金の納付	交付資金の受入れ	1,212,700	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	755,861

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構との取引は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。

（1株当たり情報）

項目	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
1株当たり純資産額	669円60銭	746円59銭
1株当たり当期純利益	281円80銭	87円86銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	91円49銭	28円52銭

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	2,102,180	2,218,139
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	1,029,227	1,021,864
（うち優先株式の払込額（百万円））	(1,000,000)	(1,000,000)
（うち非支配株主持分（百万円））	(29,227)	(21,864)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	1,072,952	1,196,275
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数（千株）	1,602,373	1,602,315

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	451,552	140,783
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 （百万円）	451,552	140,783
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,602,396	1,602,347

3．潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	-	-
普通株式増加数（千株）	3,333,333	3,333,333
（うちA種優先株式（千株））	(1,066,666)	(1,066,666)
（うちB種優先株式（千株））	(2,266,666)	(2,266,666)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	持分法適用関連会社である (株)関電工が発行する転換社債型新株予約権付社債 普通株式 17,256千株

（重要な後発事象）

当社の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、「東京電力フュエル&パワー」という）は、平成28年5月23日開催の取締役会において、既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力IPP事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業（以下、「本件事業」という）を会社分割の方法によって、株式会社JERA（以下、「JERA」という）に承継させること（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）を決議し、同日、JERAと吸収分割契約を締結した。

本件事業の統合については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共同支配企業の形成として処理する予定である。

なお、JERAは本件吸収分割契約の締結と同時に、中部電力株式会社（以下、「中部電力」という）との間にも別途吸収分割契約を締結している。

（1）本件吸収分割の目的

当社は、平成27年2月9日、中部電力との間で包括的アライアンスの実施について合意し、両社の燃料調達や上流、輸送、トレーディング等の燃料関連事業ならびに国内外の発電所に関する新規開発・リブレース事業を統合実施する新会社を共同で設立する旨の合弁契約を締結しており、これに基づき、東京電力フュエル&パワーから平成27年4月30日に設立した共同支配企業であるJERAに、本件事業を承継させることとした。

なお、この共同支配企業の形成にあたっては、当社と中部電力との間で共同支配企業となる合弁契約を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。

（2）本件吸収分割の要旨**イ 本件吸収分割の日程**

吸収分割契約承認取締役会（東京電力フュエル&パワー）	平成28年5月23日
吸収分割契約承認取締役会（JERA）	平成28年5月23日
吸収分割契約締結	平成28年5月23日
吸収分割契約承認株主総会（JERA）	平成28年6月24日
吸収分割効力発生日	平成28年7月1日（予定）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、当社の株主総会による吸収分割契約の承認を得ることなく行う。

ロ 本件吸収分割の方式

東京電力フュエル&パワーを分割会社とし、JERAを承継会社とする吸収分割である。

ハ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社であるJERAは、普通株式452,000株を発行し、そのすべてを東京電力フュエル&パワーに対して割当て交付する。

ニ 分割会社の株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

東京電力フュエル&パワーは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

ホ 本件吸収分割により増減する資本金

東京電力フュエル&パワーの資本金に変更はない。

ヘ 承継会社が承継する権利義務

JERAは、東京電力フュエル&パワーとの間で平成28年5月23日に締結した吸収分割契約の定めに従い、東京電力フュエル&パワーが本件事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割によるJERAへの債務の承継はない。

ト 債務履行の見込み

東京電力フュエル&パワー及びJERAともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における東京電力フュエル&パワー及びJERAの債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 東京電力フュエル&パワーが分割する事業部門の概要

イ 分割する部門の事業内容

既存燃料事業（上流・調達）、既存海外火力IPP事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリブレース・新設事業

ロ 分割する部門の経営成績（平成28年3月期）

本件事業については、平成28年4月1日に東京電力ホールディングス株式会社（旧：東京電力株式会社）より東京電力フュエル&パワー（旧：東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社）に承継された事業であることから、東京電力フュエル&パワーにおける平成28年3月期の売上高はない。

参考：東京電力ホールディングス株式会社（旧：東京電力株式会社）における、平成28年3月期の本件事業に係る売上高は211億円。

ハ 分割する資産、負債の項目及び金額（平成28年7月1日見込み）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	23百万円	流動負債	933百万円
固定資産	109,422百万円	固定負債	-
合計	109,445百万円	合計	933百万円

（注）平成28年7月1日の見込額を記載しているため、実際に承継する資産の金額は、上記から変動する可能性がある。

(4) 本件吸収分割後の分割会社の状況（平成28年7月1日現在（予定））

	分割会社
(1) 商号	東京電力フュエル&パワー株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐野 敏弘
(4) 事業内容	電気事業 等
(5) 資本金	30,000百万円
(6) 決算期	3月31日

(5) 本件吸収分割後の承継会社の状況（平成28年7月1日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	株式会社JERA
(2) 所在地	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 垣見 祐二
(4) 事業内容	燃料事業および国内外発電事業 等
(5) 資本金	5,000百万円
(6) 決算期	3月31日

連結附属明細表
社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
東京電力	普通社債 (内債)	平成7.5.29～ 平成27.1.30	(438,100) 3,875,987	(541,794) 3,455,609	0.643～ 4.10	一般担保	平成27.4.27～ 平成52.5.28	
東京電力	普通社債 (外債)	平成22.3.24	25,122 300,866 千スイス・フラン	(25,084) 25,084 300,414 千スイス・フラン	2.125	一般担保	平成29.3.24	
合計	-	-	(438,100) 3,901,109	(566,878) 3,480,693	-	-	-	

- (注) 1. ()内は、1年以内に償還が予定されている金額である。
2. 東京電力 普通社債(外債)については、償却原価法に基づいて算定された金額である。
3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
566,878	1,299,811	730,472	380,560	227,722

借入金等明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,601,439	1,904,889	0.965	平成29.4.25～ 平成42.9.6
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	17,631	19,339	-	平成29.4.4～ 平成43.3.31
1年以内に返済予定の長期借入金	321,155	728,031	0.952	-
1年以内に返済予定のリース債務	4,815	4,494	-	-
短期借入金	189,572	493,237	0.704	-
その他有利子負債				
長期割賦未払金(1年超返済予定)	176	152	-	平成29.4.30～ 平成35.10.31
割賦未払金(1年以内返済予定)	23	23	-	-
合計	3,134,812	3,150,168	-	-

- (注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。
2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
3. その他有利子負債については、割賦未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。
4. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	227,342	410,125	482,154	561,198
リース債務	4,297	3,759	2,752	1,957
その他有利子負債	23	23	23	23

資産除去債務明細表

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	625,220	18,595	-	643,815
特定原子力発電施設 (その他)	109,039	8,798	-	117,837
その他	7,077	2,684	212	9,549

(2) その他

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,551,601	3,128,194	4,497,174	6,069,928
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	232,726	326,521	385,636	186,607
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	203,333	279,475	338,281	140,783
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	126.90	174.41	211.12	87.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	126.90	47.52	36.70	123.26

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	株券不発行
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	単元株制度は採用していない。
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力パワーグリッド株式会社
株主名簿管理人	該当事項なし。
取次所	該当事項なし。
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項なし。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項なし。
株主名簿管理人	該当事項なし。
取次所	該当事項なし。
買取手数料	該当事項なし。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.tepco.co.jp/pg
株主に対する特典	該当事項なし。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場企業でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用なし。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

平成28年3月4日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第1期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書

事業年度 第2期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月15日関東財務局長に提出

事業年度 第2期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日） 平成28年11月4日関東財務局長に提出

事業年度 第2期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日） 平成29年2月2日関東財務局長に提出

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社は、東京電力株式会社を吸収分割会社として一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業を平成28年4月1日に承継するために平成27年4月1日に設立されたため、該当事項なし。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月28日

東京電力パワーグリッド株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力パワーグリッド株式会社（旧会社名 東京電力送配電事業分割準備株式会社）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力パワーグリッド株式会社（旧会社名 東京電力送配電事業分割準備株式会社）の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月1日付で、東京電力株式会社（平成28年4月1日をもって「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更）（以下「東京電力株式会社」）の一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業が、会社分割の方法により会社へ承継された。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年3月4日に会社取締役は、国内円建普通社債（一般担保付）の発行を行うこと、及び会社と東京電力株式会社との間において金銭準消費貸借契約の締結を行うことを決定した。その後、会社は平成28年4月1日に国内円建普通社債（一般担保付）を発行し、金銭準消費貸借契約による借入を実行した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年3月31日に会社は、東京電力株式会社のために債務保証契約を締結し、平成28年4月1日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月2日

東京電力パワーグリッド株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力パワーグリッド株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力パワーグリッド株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。